消防の動き

2016
4
No.540

●人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書の概要

●全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の噴火速報対応と全国一斉情報伝達訓練の実施結果

FDMA
住民とともに
消　防　庁
Fire and Disaster Management Agency

目次
CONTENTS

特報1 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書の概要 …… 4

特報2 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の噴火速報対応と全国一斉情報伝達訓練の実施結果 …… 9

平成28年4月号 No.540

巻頭言 市民と共に歩む消防（千葉市消防局長　大麻　精一）

Report

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果 …… 11
消防庁防災業務計画の修正 …… 12
平成27年（１月～９月）における火災の概要（概数） …… 13
消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の概要 …… 15
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の概要 …… 19

Topics

平成27年度消防功労者消防庁長官表彰 …… 21
春の火災予防ミニコンサートを開催 …… 23
第20回防災まちづくり大賞受賞団体の決定 …… 24
平成27年度全国消防団員意見発表会、消防庁消防団等表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式の開催 …… 26

先進事例紹介

女性消防隊専用詰所の設置　～地域に愛される消防団を目指して～（熊本県　人吉市消防団） …… 29
住民の安心・安全を目指し消防広域連携を推進（大阪府　豊中市消防局） …… 31

消防通信～望楼

恵那市消防本部（岐阜県）／西宮市消防局（兵庫県）／愛知県防災局／愛知県消防協会（愛知県）／柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部（大阪府） …… 33

消防大学校だより

女性の研修機会の拡大に向けた消防大学校の取組 …… 34
実火災体験型訓練（危険物火災）の開始 …… 35
教育訓練の実施状況（平成28年１月～３月実施分） …… 35

報道発表

最近の報道発表（平成28年２月26日～平成28年３月23日） …… 36

通知等

最近の通知（平成28年２月26日～平成28年３月23日） …… 37
平成28年度月別広報施策テーマ …… 38

お知らせ

一般公開のプログラムの紹介 …… 39
平成28年度消防防災科学技術賞の作品募集 …… 40

■ 表紙
本号掲載記事より

巻頭言

市民と共に歩む消防

千葉市消防局長　大麻　精一

千葉市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心部から東に約40㎞に位置します。2016年は千葉常重がこの地に本拠地を置き、都市としての千葉が誕生した1126年の千葉開府から890年という節目の年となります。千葉市では開府890年を記念し、全国へ広範囲にＰＲすることで節目の年を盛り上げるとともに、さらに開府900年となる2026年に向けて市民意識の喚起や機運の高まりを促し、千葉市のルーツや魅力に根ざした「千葉市らしさ」の確立・推進・浸透につなげることを目指しています。

また、昨年12月には、東京圏の「国家戦略特別区域」に追加指定することが決定され、ドローン等の最先端技術の活用・外国人創業人材の受入促進など、幕張新都心を中核とした「近未来技術実証・多文化都市」の構築に取り組んでいます。

当局では、今後高い確率で発生が予測されている首都直下地震や南海トラフ地震、突発的かつ局地的な集中豪雨による自然災害など、大規模・複雑多様化する災害から97万市民の安全・安心を守るため、３つの運営方針をもとに10の重点目標を定め事業を推進しています。この重点目標から３つを紹介します。

１つ目は、「様々なメディアを活用した消防広報及び消防団体制の充実強化」です。パブリシティの有効活用の観点から、消防に関する情報を積極的に報道機関に提供し、消防行政に対する理解と信頼の向上に努めています。また、地域消防防災力向上のため、学生消防団活動認証制度や消防団応援事業所登録制度を推進し、消防団の新戦力確保に努め、更なる消防団体制の充実強化を図っています。

２つ目は、「市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化」です。応急手当普及啓発の推進として、ＷＥＢ講習やイブニング講習、女性救命講習など受講者ニーズに応じた講習会を開催し、救命講習会の受講率向上に努めております。また、必要な救命講習を受講した子どもが子どもに応急手当を教える「応急手当ジュニアインストラクター」制度など、子どもから大人まで応急手当を身に付け、市全体が一丸となって「救命バイスタンダー日本一の政令市！」を目指しています。

３つ目は、「市民の安全・安心を守る火災予防行政の推進」です。市民との協働による火災予防対策として、１つの地域をモデル地区とし、商店街協議会と協働し、協議会加入会員の建物の防火安全性及び地域の防災力を向上させるため、関係者による防火パトロールを実施することで、消防法令違反を未然に防止するとともに、建物等周辺における放火危険因子等を早期に発見し、火災予防の啓発に取り組みます。また、関係者に対し防火推進員養成講座を開催し、建物の防火管理対策の充実強化及び地域防災力の向上を図っていきます。

今後も、「安全・安心のまち　千葉市」の実現に向け、社会情勢の多様な変化に対応しつつ、市民ニーズに的確に対応した質の高い消防行政を展開し、「市民と共に歩む消防」を目指し、職団員一丸となって取り組んでまいります。

特報1

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書の概要

消防・救急課

1 はじめに

消防行政においては、人口が減少していく中であっても、災害等に即時に対応するために体制を維持し続けることが不可欠であり、人員、車両、資機材等の限られた消防資源を最大限に有効活用していくことが求められます。また、多様化・複雑化する災害への対応力を確保するために、消防業務の高度化・専門化も課題となっています。

これらの問題意識のもと、消防庁では、昨年８月から「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、以来計５回に渡って、人口減少が消防に与える影響や小規模な消防本部の抱える課題、持続可能な消防体制の確保の手段とその推進方策等について議論を行いました（図1）。

以下、本年２月24日にとりまとめられた検討会報告書の概要を説明します。

図１

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会

1　趣旨・目的

我が国は、既に人口減少局面に突入しており、人口減少は、地域によっては、地域社会の様々な基盤の維持を困難としつつある。
しかし、人口減少社会においても、多様化・複雑化する災害、事故に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を十分に果たすべく、今後も消防力の維持、確保が不可欠である。
これらを踏まえ、消防の現状と今後の見通し、問題点を整理し、人口減少社会において持続可能な消防体制を確保するための方策の検討を行うため、検討会を開催する。

2　検討項目

（1）人口減少が消防に与える影響
（2）持続可能な消防体制を確保するために取り組むべき課題
（3）小規模な消防本部の抱える課題と今後の見通し
（4）持続可能な消防体制の確保の手段
（5）持続可能な消防体制を確保するための推進方策

3　検討経過

第1回検討会　H27.8.3
第2回検討会　H27.10.5
第3回検討会　H27.11.20
第4回検討会　H28.1.19
第5回検討会　H28.2.18

4　委員

・秋本敏文　日本消防協会会長
・板垣淑子　NHK放送大型企画開発センターチーフプロデューサー
・小笠原克也　山梨県東山梨行政事務組合東山梨消防本部消防長
・小西砂千夫　関西学院大学人間福祉学部・大学院経済学研究科教授
・小林恭一　東京理科大学総合研究院教授
・坂本哲也　帝京大学医学部教授
・杉本栄一　京都府京都市消防局長
・髙島眞治　香川県高松市消防局長
・高橋淳　全国消防長会会長
・辻琢也　一橋大学大学院法学研究科教授
・寺本光嘉　和歌山県紀美野町町長
・外岡達朗　静岡県危機管理監
・山口伸樹　茨城県笠間市市長
・吉井博明　東京経済大学名誉教授（座長）

2 人口減少等の今後の消防に影響を与える要素とその影響、我が国の消防体制の課題

（1）人口減少等の今後の消防に影響を与える要素とその影響

○人口減少・高齢社会の進展

人口の減少や高齢化、人口の低密度化は、全国一律に進むのではなく、進行の状況は地域によって異なる。過疎地域においては、人口減少による低密度化がより顕著に現れ、若年者の減少に伴い、消防体制を支える人員確保にも課題が生じてくるものと考えられる。

国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに消防本部の管轄人口規模別の将来管轄人口を推計したところ、2010年から2040年の30年間で管轄人口規模の小さな本部ほど減少率が大きくなる傾向が見られる（図２）。

図２

消防本部管轄人口規模別　推計人口の推移（2010年を1とした場合）

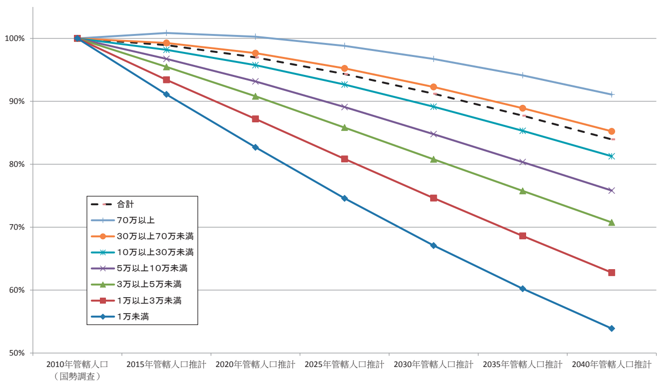

・国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』を、消防本部単位に組み替えて算出。
（平成25年3 月1 日以降に、広域化等が行われた消防本部については、平成27年4月1日現在に組み替えた。※福島県については除いている。）
・推計方法：コーホート要因法（ある年の男女・年齢別人口を基準として、人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算）
・基準人口：「国勢調査報告」（総務省統計局）による平成22（2010）年10 月1 日現在、市区町村別、男女・年齢（5 歳階級）別人口（総人口）

急激な人口減少により人口一人当たりの行政コストが割高になってくるものと考えられ、このことは特に小規模な消防本部で顕著となる。

人口減少、少子高齢化の進展は、消防需要に対しても大きく影響する。例えば高齢者独居世帯の増加に伴い、災害時要援護者の数が増加していくことが想定されるほか、救急業務については、高齢化の進行によって、全国の救急搬送人員数は2035年まで増加することが予想されている。

今後予想される高齢者人口の推移は地域によって様々であり、特に三大都市圏では、高齢者の急増に伴い、救急搬送ニーズの大幅増加が予想される。一方、管轄人口規模が小さな本部ほど救急搬送需要のピークが早く減少局面に入ることが予想される（図３）。

図３

消防本部規模別 1消防本部あたり救急搬送人員数の推移
（2010年を1とした場合）

全国的に2035年頃まで救急需要は増加を続ける。
大規模な消防本部（管轄人口30万人以上）においては、全国平均を上回るペースで需要増が続く一方小規模な消防本部になるほど、需要増の割合が低く、需要のピークも早くなる傾向がある。また、非常に小規模な消防本部（管轄人口1万人未満）では、すでにピークを迎え、減少に転じていると考えられる。

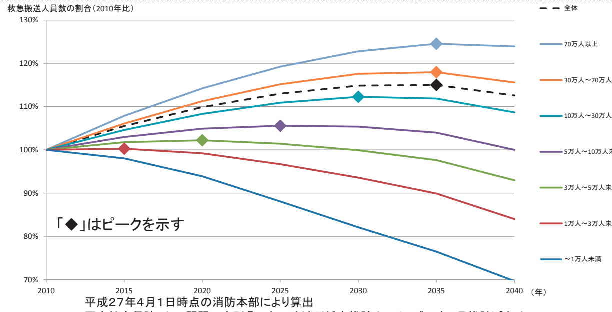

平成27年4月1日時点の消防本部により算出
国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』をベースに、平成19年から平成21年の年齢別平均救急搬送率により算出（福島県の消防本部を除く。）

○災害の多様化・複雑化

消防が対応する災害は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害までに及ぶ。

南海トラフ地震や首都直下地震等の切迫する巨大災害、発生回数が増加している猛烈な雨（１時間降水量80mm以上）や、近年頻発する噴火災害等の切迫、増加する自然災害に対し、消防は的確に対応していかなければならない。

さらに、国際情勢の変化によりテロの発生の危険性が高まっている中、テロ災害等の緊急事態への対処能力を強化することも求められており、このような多様化・複雑化する災害に適切に対応するためには、消防本部における消防業務の高度化・専門化をさらに進めていくことが不可欠である。

○その他の社会環境の変化

今後の消防需要を展望するにあたっては、インフラの老朽化や空き家の増加、ＩＣＴの発展、建物の防火性の向上、街なみの防火化などのハード面の変化に加え、空き家の増加、地域コミュニティの変容による自助・共助の低下といった様々な社会環境の変化による影響を考慮する必要がある。

様々な社会環境の変化によって、消防の業務の効率化等が図られる要素がある一方で、消防機関に求められる活動の変化、拡大も想定され、社会環境の変化に合わせた対応が必要となる。

（２）我が国の消防体制の課題

○消防の体制

（これまでの広域化の推進）

消防庁では平成６年に都道府県に対し、消防広域化基本計画の策定を要請するなど、消防の広域化の推進に取り組んできた。

平成18年には消防組織法の改正を行い、以降、消防組織法に基づく消防の広域化が進められ、全国で40地域において消防の広域化が実現した。平成27年10月１日現在で、消防本部数は749本部とピーク時の２割減となっている（図４）。

これら広域化の実現した地域においては、住民サービスの向上、専門的人材の育成、高度な消防設備・施設の整備のほか、施設等の整備に関しての財政負担の効率化等の成果が挙がっている。

（人員数・署所数）

消防吏員数は、近年、地方公務員全体の総職員数が減少する中で、一貫して増加を続けている。これは救急搬送などの需要増を反映した人員配置が行われている結果と考えられる。

署所数は、即応性を確保するため、市町村の合併や消防の広域化が進んでも維持している（図４）。

図４

市町村の消防組織の数の推移

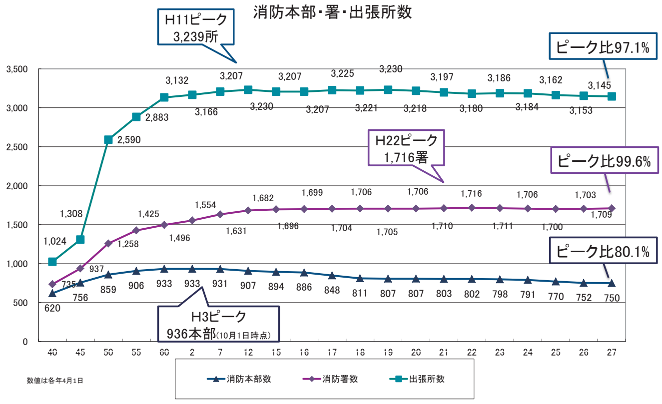

○消防の活動

消防本部の管轄人口規模別の活動状況については、消防吏員一人当たり年間火災出動件数、救急隊一隊当たり年間救急出動件数が、小規模な消防本部ほど少なくなり、特に救急出動件数において、顕著な差が認められる。このように、小規模な消防本部ほど隊員当たりの活動密度が低くなることが読み取れる。

○予防体制の確保

昭和から平成にかけて出火件数や火災による死者数は長期的に減少傾向にあるが、これはこれまでの予防業務を着実に実施してきた結果である。

今後とも適切な予防業務の実施は、火災から地域住民の生命、財産を守るために不可欠であり、予防体制の充実も図っていく必要がある。

○小規模消防本部の課題

一定の成果を挙げた消防の広域化であるが、いまだ管轄人口が10万未満の小規模な本部が全体の約６割を占める状況にある（図５）。

図５

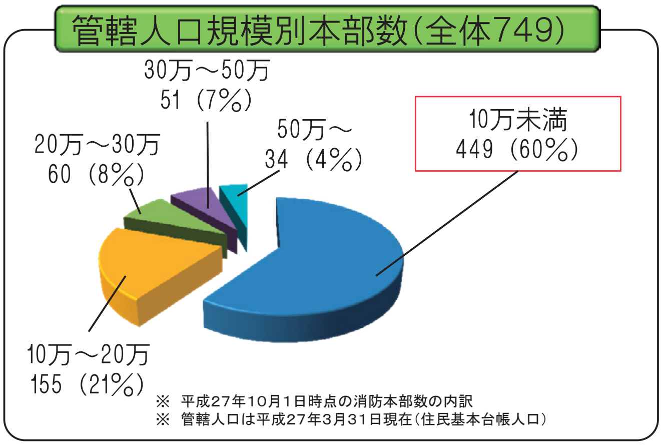

※ 平成27年10月1日時点の消防本部数の内訳
※ 管轄人口は平成27年3月31日現在（住民基本台帳人口）

小規模な消防本部においては、

- ▶ 災害時の初動の対応力が十分でない
- ▶ 専門職員の育成、確保が困難
- ▶ 「消防力の整備指針」に基づく施設・人員の整備率が低い
- ▶ 立入検査の実施率が低い
- ▶ 少人数のため、組織管理により多くの課題がある

などの課題が指摘されている。

加えて今後、さらに人口の低密度化が進む地域においては、24時間365日の即応体制をどうやって維持していくかが課題となる。

3 持続可能な消防体制を確保するための施策

第１章で述べた課題に対応するために、地域社会が直面する状況に応じてこれまでの業務の見直しや、消防資源を最大限に有効活用する更なる工夫について述べる。

（1）消防の広域化と消防機関間の柔軟な連携・協力等の推進

消防の広域化は、それが実現し適正な規模で円滑な消防業務が実施されれば、消防体制を充実・強化するために極めて有効な手段であることは明白である。今後、人口減少、人口の低密度化が進む中で、これまで以上に消防の広域化の必要性が高まっていることを認識し、まずは関係者が消防の広域化の実現に向け、これまで以上に真摯に向き合い、課題解決に積極的に取り組んでいかなければならない。

一方で、消防業務全体を一括して一元的な組織で処理する消防の広域化は、組織の一元化に向けた調整が著しく困難である事情があるなど、その実現にはなお時間を要する地域があることも現実である。

そのため、消防の広域化の次善の策として、また、消防の広域化へ向けたステップとして、消防機関間のより柔軟な連携・協力等を進める手段も検討すべきである。

具体的には、地域の実情を踏まえながら、例えば、複数の消防機関の間で消防業務のうち一部の業務分野ごとにその業務の性質に応じて具体的な連携・協力等の手法を選択するといった、スケールメリットを享受しつつより柔軟な形での連携･協力等を進めることが有効である。

特に消火・救急・救助の警防活動については、一定規模以上の圏域において、指令の共同運用による災害情報の即時共有と近隣消防本部との応援、連携・協力等を進めることが、消防力の向上に極めて有効である。

（2）消防業務の執行体制の見直し

今後、24時間365日の即応体制を維持することが困難となることが予想される過疎地域等においては、求められるサービス水準を維持確保することを前提にしつつ、消防業務の具体的な執行体制について、地域の実情を踏まえた対応ができるように、法令上の基準を緩和することも一つの解決策となる。

例えば、救急について、救急業務の充実が図られるような場合や、搬送件数等に鑑みて体制の維持が困難であるようなやむを得ない場合に、人口の低密度化が特に進行する条件不利地域などの地域に限定した上で、救急隊員３人以上という現行の基準を緩和し、計３人以上のうち１人は一定の訓練を経た消防職員以外の者での編成によって救急業務を実施できるようにすることが考えられる。

ただし、消防業務の執行体制の見直しを検討する際には、消防行政の場合、各種災害への備えを確保する観点から体制の合理化には困難性が伴うこととなることにも留意が必要である。

（3）多様な方法による人材の幅広い確保等

今後、条件不利地域等においては、若年者のさらなる減少により、消防機関の業務を担う人材の確保が難しくなる。一方で、多様化・複雑化する災害へ対応するためには、これまで以上に幅広く人材を活用して、総合的な対応力を強化していかなければならない。

○消防組織のあり方

人口減少社会の中で消防団員の確保が一層困難となる中であっても、住民がいる限り消防団は必要であることから、女性や若者、退職消防職団員などの活躍の幅の弾力化による加入促進等を進めていく必要がある。

また、地域の実情に応じ、非常勤の消防団員のうち特定の者について、より常備消防に近い待機体制とすることも考えられる。その際には、スキルアップのための教育訓練や報酬面での配慮が必須となる。

○地域防災力の強化

消防団、自主防災組織、女性（婦人）防火クラブなど多様な主体の参画による地域防災力の充実強化が必要である。

○女性の活躍推進

消防・防災体制の向上を図るためには、これまで以上に女性消防職員・消防団員の活躍を推進していくことも重要となる。

○人材育成の充実

都道府県・政令指定都市の消防学校での消防吏員・団員の消防活動の基礎となる教育や、消防庁の消防大学校での幹部教育や緊急消防援助隊の活動を想定した高度な訓練において、人材育成の充実による質の確保を図っていく必要がある。

○警察、海上保安庁、自衛隊等他機関との連携強化

極めて大規模な災害やテロ等による特殊な災害など、消防機関だけでは十分に対応できない事態も想定すると、消防以外の機関との連携についても、進めていく必要がある。

その際、平時から大規模災害を想定した訓練の実施や、関係者間の顔の見える関係づくりなどによって、連携を強化していく必要がある。

○民間の対応力等の活用

消防業務は原則として公務員が担うべきだが、今後、人的資源が限られていく中、例えば転院搬送や緊急性の低い患者の搬送などの業務、防火管理者講習等については、消防機関以外の主体がより役割を担っていく可能性があり、今後の検討課題となる。

4 持続可能な消防体制確保のための推進方策

持続可能な消防体制を確保するための様々な施策が各地域において積極的に講じられるために、各主体が果たすべき役割・推進スキームについて検討を行った（図６）。

その際、消防は、住民の日常生活に根付いた基本的な行政事務であり、原則として住民に最も身近な市町村の責任において処理するのが適当であるため、引き続き市町村消防の原則を維持することが肝要である。

（1）総論

市町村は、市町村消防の原則のもと、引き続き消防の責任を十分に果たすため、あらゆる消防力の確保策を積極的に講じることが必要である。

特に、小規模消防本部を抱える市町村においては、人口減少により生じる課題をきちんと把握し、他の市町村との連携・協力等の強化を行う場合でも、市町村として主体的に消防の責任を果たすための体制確保に努めることは不可欠である。

（2）中核的な消防本部の役割

人口が減少する社会においても、各地域の消防の即応体制を維持しつつ、高度かつ専門的な消防体制を確保する必要があり、中核となる消防本部と近隣の消防本部との広域的な連携による「集約とネットワーク化」を図ることが求められる。

中核的な消防本部は、一般的に災害対応能力が高いだ

図６

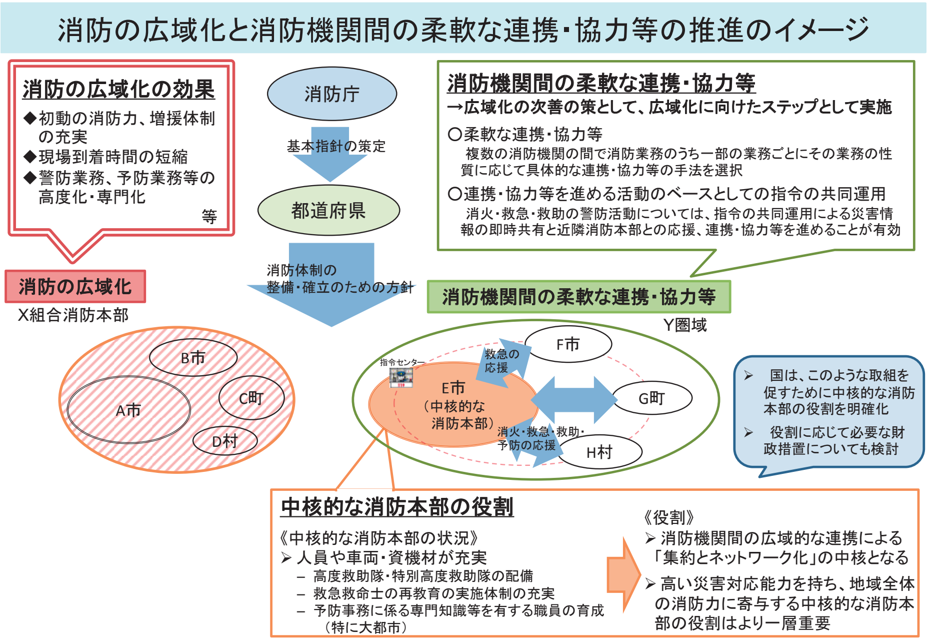

けでなく、業務の高度化・専門化が進んでいる。

例えば、救助については、高度救助隊が中核市等に整備され、大規模災害に加えて高度なＮＢＣ災害対応のできる特別高度救助隊が政令指定都市等に整備されている。救急については、管轄人口30万以上の本部になると救急救命士の再教育の実施体制が充実している。さらに、予防事務については、主に大都市の消防本部において行政手続きや訴訟対応に係る専門知識等を有する職員の育成が図られている。

現状においても、中核的な消防本部は、はしご自動車や特殊車等の車両を有しない消防本部の災害対応を自身が持つ車両の運用によって応援するケースなど、地域全体の消防力の向上に非常に重要な役割を果たしていると言える。

今後、消防業務の高度化・専門化に対応できる中核的な消防本部が果たす役割は、より一層重要になる。

（３）都道府県の役割

広域自治体としての都道府県は、地域の実情を踏まえ、市町村が将来にわたり持続可能な消防体制を確保するために必要な助言や連絡調整を行うとともに、人的・財政的な支援をより積極的に行うなどリーダーシップを発揮することが求められている。また、条件不利地域において何らかの補完機能を果たすことも検討課題となる。

現状でも、都道府県が航空隊を設置し消防・防災ヘリコプターを運用することにより、実態上、市町村の消防事務の一部を代替補完しており、補完的な役割を果たしている側面もある。

（４）国の役割

国は、これまでも消防制度や消防準則の企画・立案のほか、消防事務に係る基準や人員及び施設の基準等の基本的な指針を策定、提示することにより、消防体制の確立・強化に努めてきた。今後とも、市町村、都道府県が持続可能な消防体制を確立する取組を進めるにあたっては、国がその基本的な指針を定めるとともに、中核的な消防本部が中心的役割を果たすインセンティブを持たせることも必要である。

5 おわりに

急激な人口減少の進行に加え、多様化・複雑化する災害など、今後消防が対峙する社会環境等の変化は非常に大きいものと考えられます。検討会では、そのような社会環境の変化に対応し、持続可能な消防体制を確立するために、消防の広域化、消防機関間の柔軟な連携・強力等の推進などの方策が提案され、それらを推進していく際の消防本部をはじめとする市町村、都道府県等のそれぞれの役割についてとりまとめられました。

消防庁においては、本検討会の提言を踏まえ、これらの対策が全国で推進されるための具体的な推進方策など、制度的な検討をさらに行っていくこととしています。

持続可能な消防体制を確立するための具体的な検討については、地域の特性や消防の現状と将来見通し等について把握分析をし、国の基本的な指針や市町村及び消防関係機関等の意見も踏まえながら、都道府県がリーダーシップを発揮することが期待されます。

平成27年国勢調査の人口速報集計結果では、国勢調査開始以来初の人口減少となるなど、日本全体が人口減少局面に本格的に突入し、時代の大きな転換を迎えているこの時期に、消防機関をはじめとする市町村、都道府県が、消防の直面する課題について自らの問題として主体的に捉え、自らの地域における消防について今後の中長期的な見通しも含めた分析を行い、将来にわたり持続可能な体制を確立することで、消防が、住民の安心・安全を守る機関として、その信頼に的確に応えていくことが求められます。

問合わせ先
消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

特報2

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の噴火速報対応と全国一斉情報伝達訓練の実施結果

国民保護室

1 はじめに

全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」という。）は、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など対処に時間的余裕がない事態に関する情報を国から発信し、市町村防災行政無線等を自動起動させて迅速に住民に伝達するシステムです。

このたび、気象庁が発表する「噴火速報」をＪアラートを通じて新たに配信することとなりましたので、その概要について紹介します。

あわせて、今年度実施したＪアラート全国一斉情報伝達訓練についてお知らせします。

2 噴火速報の概要

平成26年９月に発生した御嶽山の噴火災害を踏まえ、気象庁の火山噴火予知連絡会の「火山情報の提供に関する検討会」において、「噴火が発生した事実を迅速、端的かつ的確に伝え、命を守るための行動を取れるよう情報発信すべき」との提言がなされました。これを受けて気象庁は、火山に登山中の方や火山の周辺住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝えることにより身を守る行動を取っていただくための情報として、「噴火速報」を平成27年８月に発表開始しました。気象庁が常時観測している火山を対象に発表されるもので、「噴火」と「噴火したもよう」の２種類が存在します。

3 Ｊアラートの対応

Ｊアラートで配信する情報は、これまでも必要に応じて追加されてきました。噴火速報は迅速に伝達すべき情報であることから、消防庁ではＪアラートを用いて噴火速報を配信するための改修や必要な規程改正を行いました。

今回噴火速報が新たに追加されることで、Ｊアラートで配信される情報は25種類となります。

また、Ｊアラートで噴火速報が配信された場合、発表対象となる市町村（火山災害警戒地域に指定された市町村）においては、原則として情報伝達手段を自動起動させることとしております。

	情報の種別	区分		情報の種別	区分
1	弾道ミサイル情報	◎	14	震度速報	○
2	航空攻撃情報	◎	15	津波注意報	○
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	◎	16	噴火警報（火口周辺）	○
4	大規模テロ情報	◎	17	気象等の警報	○
5	その他の国民保護情報	◎	18	土砂災害警戒情報	○
6	緊急地震速報	◎	19	竜巻注意情報	○
7	大津波警報（※）	◎	20	記録的短時間大雨情報	△
8	津波警報	◎	21	指定河川洪水予報	△
9	噴火警報（居住地域）（※）	◎	22	東海地震に関する調査情報	△
10	噴火速報	◎	23	震源・震度に関する情報	△
11	気象等の特別警報（※）	◎	24	噴火予報	△
12	東海地震予知情報	○	25	気象等の注意報	△
13	東海地震注意情報	○			

（※）特別警報

区分の凡例
◎：原則、同報無線等を自動起動
○：市町村の設定により同報無線等を自動起動
△：原則、同報無線等を自動起動させないもの

Ｊアラートで配信される情報一覧

4 噴火速報発表時のＪアラート音声

今回の改修の結果、噴火速報が発表されてからＪアラートを通じて市町村防災行政無線が自動起動された場合、原則として次の音声メッセージが流れます。

① 噴火速報（噴火）の場合

「噴火速報、噴火が発生しました。山の近くにいる方は、ただちに身の安全を図ってください。」

② 噴火速報（噴火したもよう）の場合

「噴火速報、噴火が発生したもようです。山の近くにいる方は、ただちに身の安全を図ってください。」

このほか、Ｊアラートと連携している各情報伝達手段により、噴火速報が伝達されることとなります。

噴火速報受信時のＪアラート受信機での
全画面表示イメージ

5 全国一斉情報伝達訓練

Ｊアラートは、緊急時に迅速かつ確実に情報伝達できるよう、日常の機器点検と動作確認が重要です。そのため、消防庁は地方公共団体と連携したＪアラート全国一斉情報伝達訓練を平成24年度から実施しています。平成27年度は11月に実施し、２月に再訓練を実施しました。各訓練の概要及び結果は次のとおりです。

（1）全国一斉情報伝達訓練

内閣官房から「これは、テストです。」というメッセージを送信し、Ｊアラートを通じて地方公共団体での受信確認を行い、市町村防災行政無線、登録制メールなどの情報伝達手段が自動起動により正常に動作するかを確認します。

ア　実施日時

平成27年11月25日（水）11時00分

イ　参加団体

47都道府県及び1,734市区町村で受信確認を行い、このうち1,510市区町村で市町村防災行政無線等の自動起動訓練を実施。

ウ　訓練結果

参加した全団体で正常に受信確認されました。

また、自動起動訓練の結果は以下のとおりです。

・正常であることを確認　　1,475団体

・Ｊアラート機器の不具合　　11団体

（自動起動装置のプログラム誤りなど）

・Ｊアラート機器以外の不具合　24団体

（市町村防災行政無線の故障など）

（2）再訓練

ア　実施日時

平成28年２月18日（木）14時15分

イ　参加団体

142市区町村（11月25日の全国一斉情報伝達訓練において不具合が確認された団体及び自動起動訓練を実施しなかった団体など）が自動起動訓練を実施。

ウ　訓練結果

５団体において、登録制メールが配信されない等の不具合がありましたが、その後各団体において原因を調査し、改修を行っています。

6 おわりに

本稿では、Ｊアラートの噴火速報への対応と全国一斉情報伝達訓練について紹介しました。住民に対して迅速に伝達すべき緊急情報を確実に伝達するため、今後も引き続き訓練等の充実を図り、情報伝達体制の強化に取り組んでいくこととします。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室
TEL: 03-5253-7550

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1　調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められており、特に東日本大震災では、地震・津波により、地方公共団体の庁舎が大きな被害を受け、首長や職員も被災者となったことから、地方公共団体の業務継続体制の構築が強く求められるようになりました。

これまで、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府防災担当）（以下、「手引きとその解説」という。）により地方公共団体における業務継続計画（※）策定の取組を支援してきたところですが、地方公共団体における業務継続の策定率は、近年伸びてはいるものの、平成25年８月現在、都道府県で60％、市町村で13％と低水準に留まっており、特に規模の小さい市町村において低い傾向にありました。

そこで、「手引きとその解説」について、規模の小さい地方公共団体にとっても使いやすく、わかりやすい記述内容とする等の改訂を行うこととし、有識者による検討会が行われ、平成27年５月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府防災）（以下、「市町村ガイド」という。）が作成されました。

消防庁では、地方公共団体における業務継続計画の策定状況を把握するため、平成27年12月１日時点で調査を実施し、結果を取りまとめました。

2　調査結果

（１）都道府県における策定状況：89.4％（図１）

都道府県における平成27年12月１日現在の策定率は89.4％（42団体）と前回調査（平成25年８月）から29.8％（14団体）増加しており、未策定の５団体においても、平成27年度内には策定が完了する見込みとなっております。

図1　業務継続計画策定状況の推移（都道府県）（N=47）

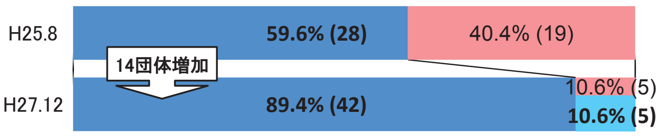

（２）市町村における策定状況（図２）

市町村における平成27年12月１日現在の策定率は36.5％（635団体）と前回調査から23.4％（407団体）増加しており、平成27年度内には44.9％にあたる781団体で策定が完了する予定となっております。

図２　業務継続計画策定状況の推移（市町村）
（H25.8：N=1,742、H27.12：N=1,741）

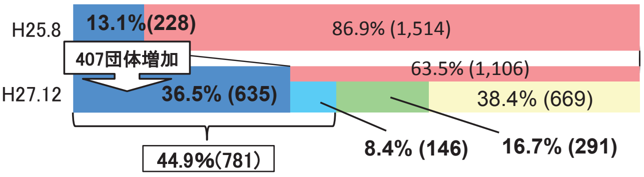

調査結果を踏まえ、消防庁は業務継続計画未策定の市町村に対し、「市町村ガイド」を参考に早期に業務継続計画を策定することを、業務継続計画を策定している団体に対し、職員の教育や訓練等により業務継続計画の実効性を高めるとともに、内容の充実を図ることを周知しました。

また、平成28年２月には、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援するため、「手引きとその解説」を東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえた内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改定し、地方公共団体へ通知しました。

> **※　業務継続計画**
> 災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

＜地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果（平成28年１月）リンク先＞
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/01/280119_houdou_1.pdf

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係
TEL: 03-5253-7525

消防庁防災業務計画の修正

防災課

平成28年２月16日に中央防災会議が開催され、防災基本計画が修正されました。この修正を受け、この度、消防庁防災業務計画を修正しました。今般の消防庁防災業務計画の主な修正内容は以下のとおりです。

①地方公共団体の業務継続性の確保

大規模な災害が発生した場合には、地方公共団体の庁舎・職員も被災することが考えられます。実際、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が見受けられました。災害が発生した場合には、地方公共団体は災害応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことが期待されています。このため、地方公共団体における業務継続性を確保するため、首長不在時の代行順位や代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、非常時における優先業務の整理について記載することとしました。

> 第Ⅱ部　消防庁における防災に関しとるべき措置
> 第１編　基本対策編
> 第３章　災害予防
> 第７節　災害の未然防止及び災害応急対策への備え
> ８　地方公共団体の業務継続性の確保
> 災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等による業務継続性の確保に関して、必要な助言等を行う。
> 業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるよう必要な助言等を行う。

②火山災害警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備

火山は都道府県・市町村の行政区域を越えて存在し、ひとたび噴火等が発生した場合の影響は広範囲に及ぶことが想定されます。したがって、広域的な防災体制の確立が不可欠となりますので、消防庁防災業務計画において、都道府県・市町村が主体となって、関係機関を加えた火山防災協議会を設置することや、この火山防災協議会における警戒避難体制の整備等を協議することなどについて記載することとしました。

> 第Ⅱ部　消防庁における防災に関しとるべき措置
> 第２編　個別災害対策編
> 第４章　火山災害対策
> 第２節　防災体制
> １　地方公共団体の防災体制
> （３）広域的な防災体制の確立
> 噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）の指定があったときは、都道府県及び市町村は、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えた火山防災協議会を組織すること。
> 火山防災協議会においては、様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、退避壕、退避舎等の必要性も含め、各地域の実情に応じて必要な事項を協議すること。
> また、警戒地域に指定されている活火山以外の活火山の周辺地域においても、必要な警戒避難体制の確立を図ること。

このほか、
- 噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達
- 洪水・内水・高潮について、最大規模を想定した浸水想定区域の指定
- 高潮災害に対する具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定

などについて、修正を行いました。

消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページに掲載していますのでご参照ください。
(www.fdma.go.jp/other/pdf/bousaigyoumukeikaku.pdf)

各地方公共団体においては、今回の防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正を踏まえ、地域防災計画の見直しに係る検討を進めていただき、必要な修正を実施してください。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

平成27年（1月～9月）における火災の概要（概数）

防災情報室

1 総出火件数は、２万9,909件、前年同期より4,404件の減少

平成27年（１月～９月）における総出火件数は、２万9,909件で、前年同期より4,404件減少（－12.8％）しています。

これは、おおよそ１日あたり110件、13分ごとに１件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成27年（１月～９月）における火災種別出火件数

種　別	件数	構成比(％)	前年同期比	増減率（％）
建物火災	16,655	55.7%	▲1,084	-6.1%
車両火災	3,126	10.5%	▲291	-8.5%
林野火災	946	3.2%	▲439	-31.7%
船舶火災	73	0.2%	9	14.1%
航空機火災	4	0.0%	3	300.0%
その他火災	9,105	30.4%	▲2,602	-22.2%
総火災件数	29,909	100%	▲4,404	-12.8%

2 総死者数は、1,166人、前年同期より37人の減少

火災による総死者数は、1,166人で、前年同期より37人減少（－3.1％）しています。

また、火災による負傷者は、4,841人で、前年同期より163人減少（－3.3％）しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は、679人、前年同期より18人の減少

建物火災における死者908人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、757人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、679人で、前年同期より18人減少（－2.6％）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、83.4％で、出火件数の割合54.3％と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の約７割が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）679人のうち、65歳以上の高齢者は456人（67.2％）で、前年同期より21人減少（－4.4％）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ360人（24人の減・－6.3％）、着衣着火32人（13人の減・－28.9％）、出火後再進入12人（５人の増・＋71.4％）、その他275人（14人の増・＋5.4％）となっています。

5 出火原因の第１位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の２万9,909件を出火原因別にみると、「放火」2,929件（9.8％）、「たばこ」2,784件（9.3％）、「こんろ」2,591件（8.7％）、「放火の疑い」1,847件（6.2％）、「たき火」1,834件（6.1％）の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）は、679人となっています。このうち65歳以上の高齢者は、456人（67.2%）で、約７割を占めています。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年６月から義務化され、既存住宅についても平成23年６月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成27年度は全国４ヵ所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防炎品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災の件数は、4,776件で、全火災の16.0％を占めており､依然として高い割合になっています。このため、消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照ＵＲＬ：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）を活用し､目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

今後とも、放火火災防止対策戦略プランに基づき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安全で安心な暮らしの実現を目指していきます。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、946件で、延べ焼損面積は約578haとなっています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、毎年１月頃に「林野火災に対する警戒の強化について」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しています。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の３月１日から７日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけています。

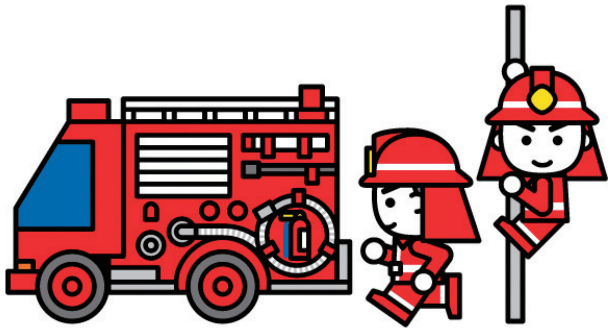

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の概要

予防課

1　はじめに

平成28年２月24日に、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）及び火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成28年消防庁告示第６号。以下「改正告示」という。）が公布されました。

今回の改正は、近年、ＩＰ電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。）が普及していることに鑑み、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）及び火災通報装置の基準（平成８年消防庁告示第１号。以下「基準告示」という。）を改正することにより、ＩＰ電話回線を使用する場合の火災通報装置に係る技術上の基準等について所要の整備を行ったものです。

本稿では、改正省令及び改正告示の概要を解説します。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2　改正の背景等

改正前の規則及び基準告示は、火災通報装置にアナログ電話回線を使用することを前提とした規定となっており、ＩＰ電話回線に接続した場合には、消防機関からの呼返しを受信できないおそれや停電時に通報できないおそれがあったため、これまで、火災通報装置にはアナログ電話回線を使用することとされていました。ところが、近年のＩＰ電話の急速な普及に伴い、誤って火災通報装置をＩＰ電話回線に接続してしまう事例が散見され、実際に適切に通報がなされない事案も発生していました。

このため、ＩＰ電話回線に対応した火災通報装置を設置できるようにするための規定整備について、消防本部等から要望が寄せられていたところであり、また、平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて設置された有識者委員会の報告書においても、有床診療所及び病院における火災通報装置の設置義務の強化が提言されるとともに、ＩＰ電話回線への対応の必要性について指摘がなされました。

これらの状況を踏まえ、当課の要請により平成26年９月に一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて「火災通報装置の基準検討委員会」が設置され、平成27年２月には、「ＩＰ電話回線網に接続する火災通報装置の基準検討報告書」が取りまとめられました。

改正省令及び改正告示は、当該報告書の内容を参考に、ＩＰ電話回線を使用する場合の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めたものです。

3　改正の概要

（1）火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正

ア　火災通報装置に使用することができる電話回線

前述のとおり、従前の規則及び基準告示の規定は火災通報装置にアナログ電話回線を使用することを前提としていましたが、これは、規定当時においてはアナログ電話回線以外の電話回線を用いて緊急通報を行うことは想定されていなかったためだと考えられます。そのため、火災通報装置に使用することができる電話回線については、明文の規定が置かれていませんでした。

今回、ＩＰ電話回線の使用を可能とするに当たり、「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用すること」を技術上の基準として明文化することとしました（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第25条第３項第２号）。当然のことながら、緊急通報の確実性等が担保されたＩＰ電話回線は、「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」に含まれることとなります。

なお、「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれ」のある電話回線には、050から始まる番号を有するＩＰ電話回線のほか、後述する蓄積音声情報の送出から呼返し信号の送出までの時間が５秒より長い時間に設定されたＩＰ電話回線や、新しい技術を用いた電話回線で緊急通報の確実性等が担保されていないものなど、現時点で存在しない電話回線も含まれる可能性があります。

イ　火災通報装置の接続箇所

火災通報装置は、①電話回線を適切に使用することができ、かつ、②他の機器等が行う通信の影響により

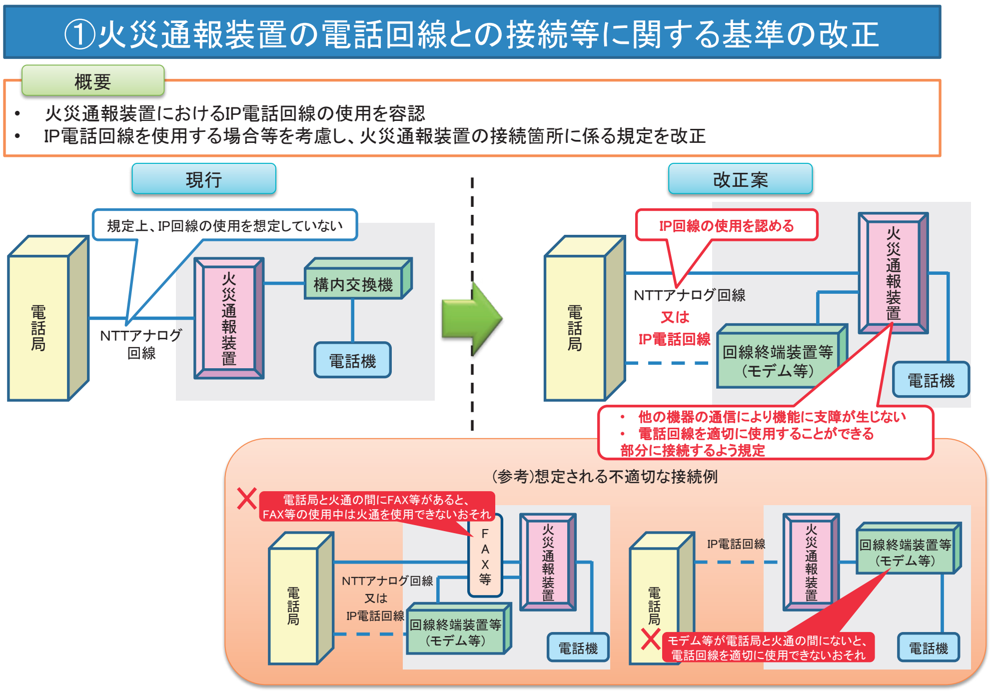

当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分に接続することとしました（新規則第25条第３項第３号）。

①は、ＩＰ電話回線を使用するために必要となるモデム等の装置を適切な箇所に接続しないと、通報等が確実に行われないおそれがあることを踏まえたものです。

②は、電話機やファクシミリ等の機器を同一の電話回線に接続する場合に、当該機器を火災通報装置よりも電話局側に接続してしまうと、当該機器の行う通信が火災通報装置の機能に悪影響を及ぼすおそれがあることを踏まえたものです。これは、従前、火災通報装置は「交換機等と電話局の間となる部分に接続すること」と規定していたところ、交換機以外にも火災通報装置の機能に支障を及ぼしうる機器があること等を勘案して表現を改めたものであり、アナログ電話回線を使用する場合における従前の取扱いを変更するものではありません。

なお、火災通報装置の接続方法については、追って通知等で考え方を示す予定です。

（2）消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正

ア　蓄積音声情報送出後の待機時間

火災通報装置を起動し、消防機関がこれに応答すると、自動的に蓄積音声情報（火災である旨及び防火対象物の所在地等）が消防機関に送出され、その後、消防機関側から呼返しを行うことにより、音声通話を行うことが可能です。

アナログ電話回線を使用する場合は、蓄積音声情報送出後、自動的に回線が保持された状態となるため、消防機関側で操作を行うことにより、確実に呼返しを行うことができます。

ＩＰ電話回線では、蓄積音声情報送出後の回線保持ができないものもあるため、蓄積音声情報送出後に自動的に通報側に対し呼返し信号を送出することとされており、蓄積音声情報の送出から呼返し信号の送出までの時間は、現在、どの通信事業者においても５秒で統一されています。ところが、従前の規定では、火災通報装置は、呼返し信号を受信できなければ、蓄積音声情報送出の５秒後に蓄積音声情報を再送出することとされており、この再送出のタイミングが呼返し信号の受信より僅かでも早くなると、信号のバッティング等により音声通話が不成立となってしまっていました。

これを解決するため、今回、蓄積音声情報の送出から再送出までの呼返し信号待機時間を10秒間に延長することとしました（改正告示による改正後の基準告示（以下「新基準告示」という。）第３第８号㈠）。なお、アナログ電話回線を使用する場合も、新基準告示の規定の適用後に新設する火災通報装置については、呼返し信号の待機時間が10秒間に延長されることとなります。

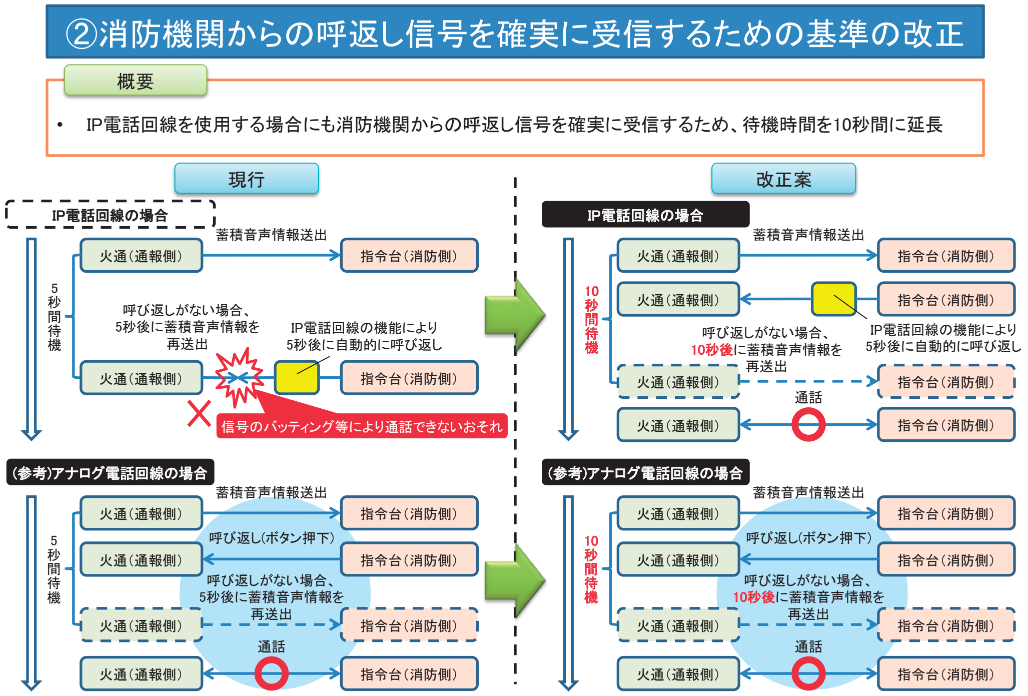

イ　通話終了後の待機時間

ＩＰ電話回線を使用する場合、アナログ電話回線を使用する場合と異なり、回線保持ができない場合があるため、消防機関側からの呼返し信号より先に第三者からの着信が入る可能性があります。消防機関側からの呼返しと勘違いして第三者からの着信に応答してしまい、すぐに切断するといったケースは十分に想定されるため、ＩＰ電話回線を使用する火災通報装置は、第三者との通話が終了した後においても呼返し信号を受信できるようにしておく必要があります。

従前の規定では、「電話回線を誤って開放した場合等」には、呼返し信号の送出を再度待機するよう定めていましたが、第三者との通話を切断した場合が該当するか否かが明確でありませんでした。

そこで、消防機関との通話であるか第三者との通話であるかを問わず、通話が終了した後は、少なくとも10秒間、呼返し信号を受信できるようにすることを明確に規定しました(新基準告示第３第８号㈢)。なお、ＩＰ電話回線では、通報側が話し中であっても、消防機関が回線を切断しない限り呼返し信号を５秒間隔で繰り返し発信する仕様となっているため、蓄積音声情報送出後と同じ10秒間の待機時間で確実に呼返し信号を受信することができると考えられます。

(３）確実な電源供給のための基準の改正

ア　回線終端装置等の予備電源

アナログ電話回線を使用する場合、常用電源が停電した場合であっても、火災通報装置本体に設けられている予備電源により通報等を行うことが可能となっています。

一方、ＩＰ電話回線を使用しようとする場合、モデム等の装置に予備電源の設置義務がないため、火災通報装置本体に予備電源が設けられていても、停電時には火災通報装置を使用できなくなってしまうおそれがありました。

これを解決するため、今回、ＩＰ電話回線を使用する場合には、予備電源が設けられた回線終端装置等(回線終端装置（モデム、ＯＮＵ等）その他のＩＰ電話回線を使用するために必要な装置をいう。以下同じ。)を介して使用することとしました（新基準告示第３第16号)。また、回線終端装置等に設ける予備電源について、火災通報装置に設ける予備電源と同等の性能等を求めることとしたほか、回線終端装置等そのものの構造、性能等についても、火災通報装置に係る規定の一部を準用しました（新基準告示第３第17号において読み替えて準用する新基準告示第３第９号から第13号まで)。

イ　回線終端装置等の配線

火災通報装置本体の常用電源は、後述する一部の例外を除き、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされています。しかし、Ｉ

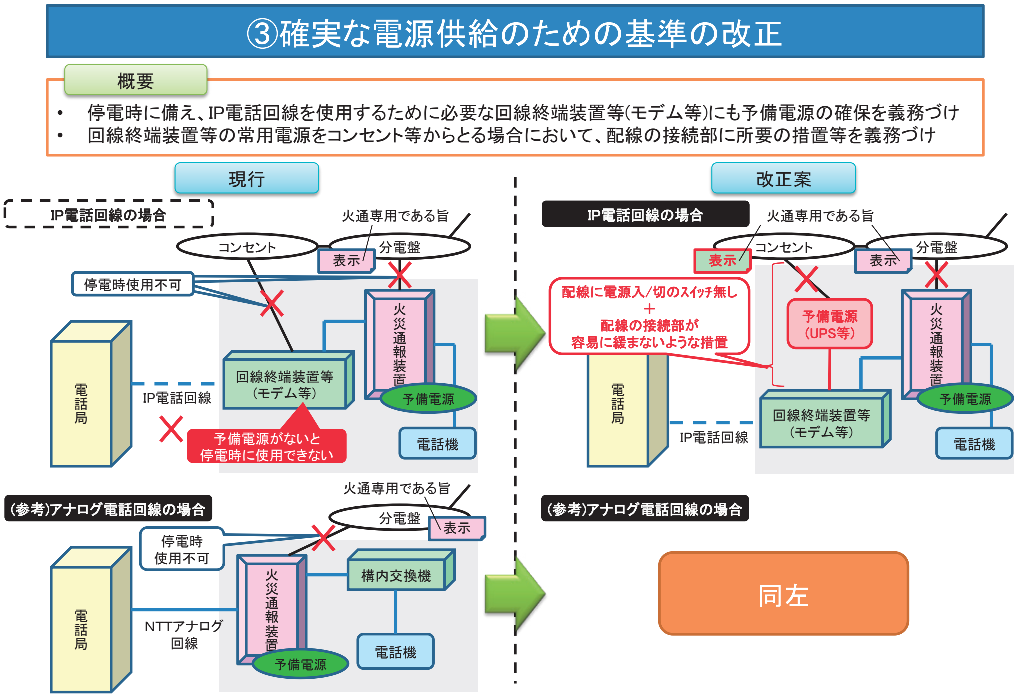

Ｐ電話回線の使用に必要な回線終端装置等は、常用電源をコンセント等からとるものが一般的であると想定されるため、当該回線終端装置等についても火災通報装置本体と同様の措置を求めることは非現実的です。

一方、常用電源をコンセント等からとる場合には、意図せず電源プラグが脱落してしまったり、他の電源プラグと誤って抜いてしまったりする危険性があります。

そのため、回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとることも可能とした上で、その場合には、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず､かつ､当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずることとしました（新基準告示第３第17号において読み替えて準用する新規則第25条第３項第４号イ）。

さらに、火災通報装置の配線に、コンセントとプラグといった接続部がある場合には、分電盤の開閉器に加えて当該接続部にも火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示することとしました（新基準告示第３第17号において読み替えて準用する新規則第25条第３項第４号ロ）。

また、これに伴い、既に常用電源をコンセント等からとることが例外的に認められている火災通報装置についても、同様の措置を求めることとしました（新規則第25条第３項第４号）。

なお、「配線の接続部が容易に緩まないような措置」については、追って通知等で考え方を示す予定です。

（4）施行期日及び経過措置について

改正省令及び改正告示のうち火災通報装置の技術上の基準に関する部分は、平成28年４月１日から施行することとしました。

なお、施行後は従来のアナログ電話回線を使用する火災通報装置についても蓄積音声情報の送出から再送出までの呼返し信号待機時間を10秒間とする等の対応が必要になりますが、現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は平成29年９月30日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における火災通報装置については、新基準告示の規定に適合しなくてもよいこととしました。ただし、ＩＰ電話回線に接続する場合は、これらの火災通報装置であっても必ず新基準告示の規定に適合することが必要となるため、留意が必要です。

4　おわりに

今回公布した改正省令及び改正告示に関して、「消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について（通知）」（平成28年２月24日付け消防予第49号）を地方公共団体宛てに通知しました。今後も、必要に応じて情報提供等を行っていく予定です。

問合わせ先
消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

Report

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の概要

危険物保安室

1　はじめに

飛行場で航空機に給油する給油取扱所（以下「航空機給油取扱所」という。）については、航空機の給油時に燃料が配管の中を流れることで発生する静電気が誘因となる火災の危険性等を勘案し、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第17条第３項第１号及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第26条により通常の給油取扱所に係る基準の特例が定められています。

従来、上記特例の中で、航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油を行う際、静電気対策として接地電極を使った給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備（以下「給油設備等」という。）の接地（以下「アース」という。）及び給油設備等と航空機の電気的接続（以下「ボンディング」という。）が義務付けられていました。

一方、1990年代から米国では航空機給油時の静電気対策としてのアースを不要とすることに関する検討が始まり、NFPA407（米国防火協会が作成する規格であり、米国内の各州法を策定する際に参考とされる準則）中アースに係る規定が削除され、2000年代以降は米国に加えて欧州等の空港においても静電気対策としてボンディングのみ行われるようになるなど、アースの義務付けを削除する国際的な動きが見られました。

消防庁では、上記の国際的動向を踏まえ、国内法令の改正の必要性について検討を開始し、米国連邦航空局(FAA)、航空関係業界及び管轄消防署の代表者の立会いの下行われた米国の非営利団体の調査において、アースを行わなくてもボンディングにより電位差を等しくすることで火災に関する安全性は確保される旨の結果が報告されている（CRC Report No.583）ことや、米国、欧州等の空港では、アースを行わないことを起因とする事故は報告されていないことから、ボンディングが行われれば航空機給油時の静電気対策として安全性に問題はないと判断しました。

航空機給油取扱所の様子

上記検討結果を踏まえ、この度、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第12号。以下「改正省令」という。）が平成28年３月１日に公布され、さらに、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」（平成28年３月１日付け消防危第28号。以下「運用通知」という。）が示されました。また、運用通知において既発の「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和48年３月12日付け消防予第45号消防庁予防課長通知）の改正も併せて行いました。

今回の改正は、航空機給油時の静電気対策に係る技術上の基準のうちアースに係る規定を削除等するものであり、その改正内容について以下説明します。

2　航空機給油時の静電気対策に係る技術上の基準の改正内容について

（1）　静電気を有効に除去するための接地電極の設置に係る規定の削除（改正省令による改正前の規則第26条第３項第６号へ及び同項第７号関係）

給油設備が給油配管及び給油ホース車又は給油タンク

車である航空機給油取扱所に静電気を有効に除去するための接地電極を設けることとされていましたが、アースの義務付けを削除するため、接地電極の設置義務規定を削除することとしました。

（２）　給油設備が給油配管及び給油ホース車である場合に設置すべき導線（規則第26条第３項第６号ホ関係）

給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所に設置すべき導線を「接地導線」から「航空機と電気的に接続するための導線」と改め、当該導線がボンディングを行うための導線であることを明確に規定しました。一方、給油設備が給油タンク車である場合は、政令第27条第６項第４号ハにより航空機給油時以外において移動貯蔵タンクで危険物を出し入れする際引き続き接地を行う必要はあるため、従来通り政令第15条第１項第14号に規定する「接地導線」を用いて、ボンディングを行うことに留意する必要があると考えます。

（３）　航空機給油取扱所における取扱いの基準（規則第40条の３の７第１項第５号関係）

給油ホース車又は給油タンク車で給油する場合の取扱いの基準として給油設備等を「接地するとともに、航空機と電気的に接続すること」とされていましたが、「航空機と電気的に接続することにより接地すること」と改め、アースの義務付けを削除しました。なお、同条中「接地」とは「等電位にすること」をいい、改正後の上記文言はボンディングを規定していることに留意する必要があります。

3　おわりに

今回の省令改正の内容は上記説明の通りですが、アースの義務付けは消防法令のみでなく、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）にも規定されていたため、改正省令と同日に空港管理規則の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第13号）が公布され、国管理空港に関しては法令上の整備が行われました。一方地方管理空港に関しては同様の内容の条例改正が必要となるため、今後関係自治体の対応が待たれるところです。今回の省令改正及び今後予定される条例改正により、安全性を担保しつつ航空機給油の手順の簡素化が図られるものと考えます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（航空機給油時の静電気除去方法の簡素化）　FDMA 住民とともに

改正前の制度

航空機給油取扱所における静電気が原因となる火災の対策

○ 航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油する場合、燃料と配管との摩擦で発生する静電気が誘因となり燃料が着火し爆発する可能性がある。

○ このため、静電気を有効に除去するため、以下の2つの対策をとっていた。

（ｉ）航空機給油取扱所に設けられた接地電極を使って、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備（以下「給油設備等」という。）を接地すること（以下「アース」という。）。

（ii）給油設備等に設けられた接地導線と航空機を電気的に接続すること（以下「ボンディング」という。）。

改正背景

諸外国の動向等

○ 1990年代、米国において、ボンディングによって電位差をなくすことにより火災の安全性は確保されるとして、アースを不要とすることについて検討が始まる（NFPA（＊）-407がアースに係る規定を削除。また、CRC（＊＊）が、ボンディングが行われている場合には、アースが行われていなくとも電荷が中和されることを実験・報告）。

＊米国防火協会作成規格。州法策定時に参考にされる。　＊＊航空燃料、環境等に係る調査を行う米国の非営利団体

○ 2000年代前半以降、米国、欧州等の空港においてはボンディングのみ行われている（アースは不要）。アースを行わなかったことが原因となる事故は確認されていない。

⇒ ボンディングが行われれば航空機給油時の静電気対策として安全性に問題はなく、アースは不要であるとして省令改正し、アースの義務づけを削除。

省令改正内容

○ 航空機給油取扱所の基準に関する事項

・静電気を有効に除去するための接地電極の設置に係る規定の削除
（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第26条第３項第６号へ［給油ホース車］及び同項第７号［給油タンク車］関係）

・給油設備が給油配管及び給油ホース車である場合に設置すべき導線はボンディングを行うための導線であることを規定
（規則第26条第３項第６号ホ関係［給油ホース車］）

・航空機給油取扱所における取扱いの基準におけるアースに係る規定の削除
（規則第40条の3の7第１項第５号関係［給油ホース車・給油タンク車］）

○ 関連規定の整備

・船舶給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、所要の規定の整備
（規則第26条の２第３項第６号関係）

施行日

公布の日（平成28年３月１日）

問合わせ先
消防庁危険物保安室　白石（牧）、後藤
TEL: 03-5253-7524

平成27年度消防功労者消防庁長官表彰

総務課

去る３月９日（水）午前10時30分からニッショーホール（港区虎ノ門）において、平成27年度消防功労者消防庁長官表彰が盛大に挙行されました。

表彰式は、佐々木敦朗消防庁長官の式辞に始まり、表彰種別ごと※の代表者に対する記章等の授与、来賓祝辞に続き、最後に受章者代表である石塚伸也消防正監（稲敷広域消防本部）より、地域住民の安全確保のため更に尽力するとの誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

なお、代表受領者は次の方々です。

表彰種別	所属・氏名等
功労章	埼玉県　深谷市消防団 団長　坂田　秋雄
永年勤続功労章	長野県　辰野町消防団 団長　古村　幹夫
表彰旗	北海道　南空知消防組合消防本部・ 南空知消防組合長沼消防団
竿頭綬	三重県　鳥羽市消防本部・ 鳥羽市消防団
表彰状	神奈川県　安全防災局安全防災部 災害対策課長　杉原　英和

○表彰数

表彰種別	受章数	内訳	
功労章	174名	消防吏員	104名
		消防団員	70名
永年勤続功労章	2,891名	消防吏員	1,100名
		消防団員	1,791名
表彰旗	32機関		
竿頭綬	49機関		
表彰状	2名		

式辞を述べる佐々木敦朗消防庁長官

代表受領される坂田秋雄団長

代表受領される古村幹夫団長

【参考】
※　消防功労者消防庁長官表彰は、消防表彰規程に基づき、３月７日の消防記念日にちなみ、毎年３月上旬に実施されるものであり、消防業務に従事し、その功績が顕著な消防職団員及び消防機関に対し、消防庁長官が授与するもので、以下の種類があります。

1　功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策、消防教育の実施についてその成績が特に優秀な現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

2　永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ他の模範となると認められる現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

3　表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ他の模範となると認められる消防機関

4　竿頭綬

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策の実施について、その成績が、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

5　表彰状

都道府県消防防災事務従事職員として永年勤務し、その成績が特に優秀で、かつ他の模範と認められる者

問合わせ先
消防庁総務課　木原
TEL: 03-5253-7521

代表受領される南空知消防組合消防本部・南空知消防組合長沼消防団

代表受領される鳥羽市消防本部・鳥羽市消防団

代表受領される杉原英和課長

謝辞を述べる石塚伸也消防正監

春の火災予防ミニコンサートを開催

総務課

平成28年春季全国火災予防運動（３月１日（火）～７日（月））の実施に合わせ、火災予防に対する理解と啓発を図ることを目的として、３月２日（水）に中央合同庁舎２号館１階アトリウムにおいて、東京消防庁の音楽隊にご協力いただき、「春の火災予防ミニコンサート」を開催しました。

消防団員募集ポスターの作成でタイアップしたＴＶアニメシリーズ「サンダーバード ARE GO」でもおなじみのマーチスタイルのテーマソング「サンダーバード」を含む６曲を演奏し、演奏を通して防火、防災への意識向上と協力を呼びかけました。全国消防イメージキャラクター「消太」と東京消防庁のマスコット「キュータ」も登場し、会場を盛り上げました。

また、東京消防庁麹町消防署のご協力により、「無防備な　心に火災が　かくれんぼ」を合い言葉に、家庭での火災予防・地震対策等に関する展示・啓発も行いました。

演奏曲目（６曲）

① ナショナル・エンブレム
② ドレミの歌
③ 花
④ サンダーバード
⑤ 世界に一つだけの花
⑥ 松田聖子ラブリーコレクション（６曲メドレー）

東京消防庁音楽隊の演奏の様子①

東京消防庁音楽隊の演奏の様子②

パンフレットを配る消太

火災予防を呼びかけるキュータ

問合わせ先
消防庁総務課広報係
TEL: 03-5253-7521

第20回防災まちづくり大賞受賞団体の決定

地域防災室

平成28年３月４日（金）、都市センターホテル（東京都千代田区平河町２-４-１）において第20回防災まちづくり大賞表彰式が行われました。

防災まちづくり大賞は、平成７年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、防災に関する優れた取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強いまちづくりの一層の推進に資することを目的に、平成８年度から実施しており、今回で20回目を迎えました。

主催者挨拶をする土屋正忠総務副大臣

表彰状授与の様子

本年度は全国各地から94の事例が寄せられ、学識経験者等で構成される選定委員会において、他の地域の模範となる優れた取組19事例が選定されました（受賞事例の内訳は表のとおりです。）。

災害による被害を軽減するためには、地域の防災力を強化すること、とりわけ地域の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い意識と連帯感に支えられた自主的な防災活動を推進していただくことが重要です。

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が、相互に連携協力して地域防災力を高めていくことの重要性が示されました。

受賞団体の皆様には、今回の受賞を契機として、より一層日頃からの活動を充実・発展させ、地域防災力の向上に引き続き御尽力いただけることを期待しています。

受賞事例一覧

応募総数		94
表彰名	総務大臣賞	2
	消防庁長官賞	7
	日本防火・防災協会長賞	10
受賞事例総数		19

総務大臣賞受賞事例の紹介

団体名：モトスミ・オズ通り商店街振興組合
事例名：地域・被災地と連携した「安全・安心な街づくり」
所在地：神奈川県川崎市
概　要：
【団体概要】
東急東横線・元住吉駅東口駅前に立地する商店街であり、会員数は120。
【背　景】
東日本大震災発生をきっかけに、地域密着型の商店街として、地域の安全・安心に果たす役割を見つめ直し、また、震災の記憶を風化させないために、毎年度「安全・安心な街づくり」をテーマとして様々な事業を展開してきている。
【取組の内容】
主な取組として、地域住民が市民記者として参加し、地域の安全情報などをまとめた「安全BOOK」の発行や商店街各店が安全・安心な街づくりに出来ることを掲げる「一店一安心運動」の展開、商店街・地元小学校・慶應大学生が連携して、街なかで災害等に遭遇した時の対応方法を学ぶ「街なか安全教室」等を実施している。
【成　果】
これらの取組によって、災害発生時に対応を図れる「地域コミュニティ」づくりに貢献するとともに、持続的に被災地復興支援を行っている。

団体名：かがわ自主ぼう連絡協議会
事例名：体得した防災ノウハウを広域展開し、地域防災力を高める
所在地：香川県高松市
概　要：
【団体概要】
先進的な取組を行っている県内の自主防災組織約10団体が中心となり、各地域の自主防災組織や自治会を対象に、活動支援や啓発活動等を行っている。
【背　景】
県内の自主防災組織の活性化を図るとともに、自主防災組織同士の連携と交流を深めることを目的に、県内自主防災組織が自主的に呼び掛けあって、平成19年３月７日に設立した。
【取組の内容】
平成19年３月に発足して以来、約９年の間に自主防災組織への支援において培ってきた様々な「防災ノウハウ」（自主防災会の設立、運営など）を、県内の自主防災組織や教育機関、企業、福祉団体などに訓練や研修を通じて「カタチ」で伝えてきた。また、各市町において、自主防災組織などを牽引できるチームを育成し、そのチームが各市町の核となれるよう、県内約300団体を回り「防災ノウハウ」の展開を図ってきた。
【成　果】
この活動により、他エリアへの指導・支援ができる自主防災組織が県内に16団体誕生するまでに至っている。また、将来のために防災教育を展開した結果、幼保から大学まで29校に対し、76回にわたり「防災ノウハウ」を伝授してきている。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部地域防災室　山野、荒木
TEL: 03-5253-7561

平成27年度全国消防団員意見発表会、消防庁消防団等表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式の開催

地域防災室

平成28年３月６日（日）、ホテルルポール麹町（東京都千代田区）において「平成27年度全国消防団員意見発表会、消防庁消防団等表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式」が開催されました。

【全国消防団員意見発表会】

全国から選出された各地で活躍する若手・中堅消防団員11名による、消防団活動に関する課題等についての意見発表が行われ、５名の審査員の審査により、大阪府大東市消防団の尾﨑菜苗さんが、最優秀賞に選ばれました。

大阪府　大東市消防団　尾﨑菜苗さん

【最優秀賞】

大阪府　大東市消防団　尾﨑菜苗さん

【優秀賞】

新潟県　南魚沼市消防団　阿部美幸さん

石川県　加賀市消防団　吉田直之さん

【優良賞】

青森県　七戸町消防団　田嶋祐拓さん

千葉県　八街市消防団　下田正裕さん

東京都　光が丘消防団　岡田紗知さん

長野県　千曲市消防団　磯野あゆみさん

三重県　伊賀市消防団　勝島大輔さん

徳島県　海陽町消防団　入口智之さん

愛媛県　西条市消防団　宇佐美明里さん

宮崎県　延岡市消防団　松田早紀さん

【意見発表会審査員】（五十音順）

青山佳世
（フリーアナウンサー・消防審議会委員）

青山伸悦　（審査員長）
（日本商工会議所理事・事務局長）

櫻川政子
（津市消防団津方面団分団長、消防庁消防団員確保アドバイザー）

篠田恵一
（ＮＨＫ制作局生活・食料番組部チーフプロデューサー）

蝶野正洋
（一般社団法人ニューワールドアワーズスポーツ救命協会代表理事、プロレスラー、消防応援団）

全国消防団員意見発表会表彰式

全国消防団員意見発表会発表者

【消防団等表彰】

代表受領団体

消防団等地域活動表彰（消防団）

　徳島県　板野町消防団

消防団等地域活動表彰（事業所）

　長崎県　鈴木石油株式会社

防災功労者消防庁長官表彰（消防団）

　茨城県　常総市消防団

　静岡県　島田市消防団

　鹿児島県　屋久島町消防団

○消防団等地域活動表彰（53団体）

地域に密着し、他の模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動へ深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所等を表彰しました。

消防団等地域活動表彰受賞団体（消防団）

消防団等地域活動表彰受賞団体（事業所）

○防災功労者消防庁長官表彰（21団体）

大規模な自然災害、火災、事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等を表彰しました。

防災功労者消防庁長官表彰受賞団体

【消防庁消防団協力事業所表示証交付】（30事業所）
代表受領団体

長野県　吉田工業株式会社

消防団員確保への協力や、従業員の消防団活動への参加に対する配慮を行っている事業所に対して、消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）」を交付しました。

消防庁消防団協力事業所表示証交付団体

【受賞者代表謝辞】

受賞者を代表して、茨城県常総市消防団草間順司さんから謝辞をいただきました。

茨城県　常総市消防団団長　草間順司さん

【消防団等地域活動表彰受賞（消防団）37団体】

北海道　南十勝消防事務組合広尾町消防団
岩手県　遠野市消防団
福島県　小野町消防団
福島県　本宮市消防団
群馬県　玉村町消防団
群馬県　安中市消防団
群馬県　榛東村消防団
埼玉県　鴻巣市消防団
埼玉県　戸田市消防団
埼玉県　西入間広域消防組合毛呂山消防団
埼玉県　西入間広域消防組合越生消防団
東京都　御蔵島村消防団
東京都　本田消防団

神奈川県　横浜市戸塚消防団
富山県　高岡市消防団
福井県　南越前消防団
長野県　白馬村消防団
長野県　山ノ内町消防団
岐阜県　各務原市消防団
岐阜県　瑞穂市消防団
愛知県　犬山市消防団
愛知県　日進市消防団
三重県　鳥羽市消防団
滋賀県　甲良町消防団
京都府　城陽市消防団
大阪府　大東市消防団
島根県　大田市消防団
岡山県　久米南町消防団
山口県　防府市消防団
徳島県　板野町消防団
徳島県　佐那河内村消防団
徳島県　三好市山城町消防団
徳島県　上板町消防団
愛媛県　松前町消防団
福岡県　大牟田市消防団
佐賀県　有田町消防団
鹿児島県　阿久根市消防団女性消防隊

【消防団等地域活動表彰受賞（事業所）16事業所】
北海道　北見木材株式会社
宮城県　農事組合法人西多賀三和ファーム
秋田県　株式会社石川組
茨城県　竜ケ崎農業協同組合
栃木県　古河キャステック株式会社
東京都　帝国繊維株式会社
新潟県　株式会社小池組
石川県　珠洲市農業協同組合
福井県　株式会社加藤機業場
長野県　木曽森林組合
岐阜県　明知ガイシ株式会社
奈良県　株式会社奈良ロイヤルホテル
山口県　山口県漁業協同組合はぎ統括支店
徳島県　株式会社谷田組
愛媛県　周桑農業協同組合
長崎県　鈴木石油株式会社

【防災功労者消防庁長官表彰21団体】
宮城県　大崎市消防団
宮城県　栗原市消防団
茨城県　古河市消防団
茨城県　結城市消防団
茨城県　下妻市消防団
茨城県　常総市消防団
茨城県　筑西市消防団
茨城県　坂東市消防団
茨城県　神栖市消防団
茨城県　つくばみらい市消防団
茨城県　八千代町消防団
茨城県　境町消防団
栃木県　栃木市消防団
栃木県　小山市消防団
栃木県　鹿沼市消防団
栃木県　下野市消防団
栃木県　壬生町消防団
栃木県　塩谷町消防団
栃木県　野木町消防団
静岡県　島田市消防団
鹿児島県　屋久島町消防団

【消防庁消防団協力事業所表示証交付30事業所】
北海道　大同産業開発株式会社
青森県　大協建設株式会社
岩手県　株式会社大昌電子岩手工場
山形県　株式会社三陽製作所
茨城県　竜ケ崎農業協同組合
栃木県　株式会社日環
新潟県　倉敷機械株式会社
新潟県　株式会社十日町測量
新潟県　株式会社美佐伝
新潟県　合資会社藤巻電業
新潟県　北陸石産株式会社
富山県　笹嶋工業株式会社
石川県　株式会社上野組
石川県　社会福祉法人門前町福祉会
特別養護老人ホームあかかみ
石川県　株式會社月星製作所
長野県　株式会社伍福園
長野県　小池建設株式会社
長野県　北信州森林組合
長野県　吉田工業株式会社
長野県　平穏土建株式会社
岐阜県　富士通テンマニュファクチュアリング株式会社
岐阜県　明光化成工業株式会社
愛知県　株式会社廣澤精機製作所新城工場
京都府　京北森林組合
京都府　社会福祉法人京都福祉サービス協会
高齢者福祉施設西七条
奈良県　株式会社奈良ロイヤルホテル
愛媛県　西条市農業協同組合
愛媛県　末広工業株式会社
佐賀県　株式会社ＳＵＭＣＯ生産本部九州事業所
鹿児島県　鹿児島道路サービス株式会社

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部地域防災室　今西
TEL: 03-5253-7561

先進事例紹介

女性消防隊専用詰所の設置　～地域に愛される消防団を目指して～

熊本県　人吉市消防団

1　はじめに

人吉市は、熊本県の南部に位置し、南は鹿児島、宮崎両県に接しており、熊本、宮崎、鹿児島の３都市へ約１時間でアクセスできます。

九州山地に囲まれ、人口が約3.4万人、市域の面積は210.48㎢で、うち70％を山林が占めており、市の中央部を日本三急流のひとつ「球磨川」が東西に貫流し、さらに、南北から川辺川などの多くの支流が本流である球磨川に注ぎ込んでいます。

九州の小京都と言われ、「球磨川下り」「人吉温泉」「球磨焼酎」が古くから楽しまれるとともに、九州で唯一のラフティングポイントとしても若者を中心に人気を集めています。

また、市の中心部に位置する「青井阿蘇神社」が県内の建造物では初めて国宝に指定され、またＪＲ肥薩線「ＳＬ人吉号」が復活するなど、盛り上がりを見せています。

管内図

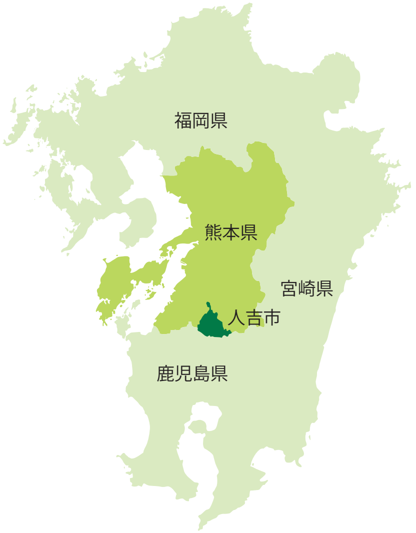

2　人吉市消防団の近年の取り組み

（1）機能別消防団員

消防団員数の減少とともに団員の高齢化や就業形態の変化に伴い、地域防災力の低下が懸念されていました。団員数は、平成22年４月１日現在で、定員512人に対し445人まで減少したことから、消防署から遠い山間地の３箇所に機能別消防団員制度を導入し、平日の日中に管轄区域内で火災が発生した際は初期消火を行う体制を整備しました。

（2）防災サポーター「市民の命を守り隊」

平成26年４月１日には、東日本大震災や九州北部豪雨の経験から、大規模災害から命を守る手段の一つとしての早期避難を促すために、災害時の避難活動に限定した「防災サポーター制度」を導入しました。68人を任命し、地域の防災リーダーとしての役目も期待しています。

（3）消防団協力事業所表示制度

地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、従業員が消防団員として相当数入団しており、従業員が消防団の活動について積極的に配慮している事業所に対し、認定証および表示証を交付しました。平成28年１月１日現在で19事業所を認定しています。業種としては、建設業、医療機関、福祉施設、製造業など多岐にわたっています。また、工事等入札参加者資格審査格付に係る評価点への加点も行っています。

（4）「がまんだせ消防団応援の店」事業

消防団についての認知度を高め、市民全体で消防団の活動を応援していくことを目的として、平成26年８月から、消防団を応援していただける店が団員証を提示した消防団員に対してサービスを提供する事業を始めました。サービス内容は、温泉入浴料の割引やワンドリンクサービス、ポイント○倍など様々です。団員も応援してもらえる店を出来るだけ利用するなど、地域の活性化にも寄与しています。

店頭に掲示するステッカー

3　女性消防隊専用詰所の設置

（1）女性消防隊の主な取り組み

本市の女性消防隊は、本部付として平成14年11月に20人で発足しました。一時は14人まで減少したものの、少しずつ入団者が増え現在は19人で活動しています。

活動内容としましては、春と秋の全国火災予防週間に積載車にて火災予防を呼びかけたり、年末特別警戒に女性消防隊のみで数台に分かれ市内一円をパトロールしたりしています。また、上級救命講習を受講し、市の総合防災訓練時に市民や小学生に指導しています。そのほかに、出初式や礼式訓練への参加、各種研修会や他市町村の女性消防隊と意見交換を行うなど、先進事例を参考にしながら積極的に取り入れて活動しています。

小学生を対象にした救命講習

（2）女性消防隊専用詰所の設置

女性消防隊にも男性団員と同じような専用の詰所があってもいいのではないかと以前から話しはありましたが、資金はなく、市や女性消防隊の後援会もないことから諦めていました。

ところが、平成26年の夏に、以前は飲食店として使用していた建物を、リフォームの必要はあるが無償で利用してもいいとのお話しをいただき、早速、団長、副団長や女性消防隊で話し合いを行い、女性消防隊専用の詰所を設けることとなりました。

しかし、リフォーム費用をどうするかが大きな問題となりました。まず、女性消防隊が出初式で行進している写真を使ってクオカードを作成し、男性団員に購入をお願いしました。また地域の企業や支援者から寄付を募り、なんとか目標額を達成することが出来ました。早速リフォームに取りかかり、約２箇月で完成し、地域の方にも参加いただき、盛大に祝賀会を行いました。

無償で貸与していただいた専用詰所

（3）今後の取り組み

女性消防隊の詰所が完成し期待が高まるなか、平成27年12月には民間企業から女性消防隊専用の広報車を寄贈していただきました。女性消防隊専用の広報車があることで、防火啓発活動に今まで以上に取り組むことが出来るようになりました。

今後は、熊本県女性消防操法大会において悲願の優勝を目指すとともに、防火広報啓発やＡＥＤを使った救命講習を行いながら、消防団を身近に感じてもらうとともに地域に愛される消防団員として活躍を期待しています。

寄贈いただいた女性消防隊広報車

住民の安心・安全を目指し消防広域連携を推進

大阪府　豊中市消防局

1　豊中市消防局の概要

豊中市は大阪府の北部に位置し、市内には関西地区の空の玄関として役割を担う「大阪国際空港」をはじめ、鉄道や高速道路が縦横に走り、都市交通網が発達していることが特色として挙げられます。また、大阪都市圏のなかでも、早くから郊外住宅地として発展、36.6㎢の面積に人口約40万人を有し、平成24年４月１日には中核市に移行するなど、快適な住宅都市、質の高い教育文化都市として着実な歩みを重ねてきました。

大阪国際空港に隣接する消防訓練場

消防事務を受託している能勢町は、人口約１万１千人で大阪府の最北部に位置し、面積は98.75㎢と、豊中市の約３倍の面積を有しています。谷間に広がる田園、山の斜面に開かれた棚田、緑の山並みなど、能勢町には、忘れかけていた日本の風景が数多く残っており、四季を肌で感じさせてくれる本物の自然が息づいている町です。

管内区域図

豊中市消防局は、管轄面積135.35㎢、人口約41万人に対し、２署１分署７出張所と併せて池田市と共同運用している豊中市・池田市消防指令センターを北消防署東泉丘出張所に開設し、430人の職員で災害に対応しています。

今年度、豊中市は市制80周年を迎えることから、記念行事の一環として３月に「第７回全国消防音楽隊フェスティバル」の開催を予定しています。

マチカネくん

2　広域連携に至る経緯

消防の広域化は、平成20年に策定された「大阪府消防広域化推進計画」をもとに、大阪府北部ブロック（７市３町）において消防広域化の検討を進めてきましたが、広域化の実現には至らず、本市において実現可能な消防の広域連携を検討することとしました。

平成23年に、箕面市と豊中市で、整備と運用に高額な費用を必要とするはしご車の共同運用の検討を行い、消防資源を有効に活用することにより、消防力の強化を図りながら費用等の節減効果が見込まれるとの結論に至りました。

また、平成24年には、能勢町と消防事務の受託に向けて検討を進める中、池田市との消防指令業務の共同運用についても検討を進め、平成25年９月に２市１町で、消防に課せられた諸課題をクリアするため、「広域連携に関する確認書」を交わし、それぞれの地域における消防力を充実強化し、住民の安心・安全などのサービス向上が図られるよう協議を重ねました。

3　広域連携の概要

（1）能勢町の消防事務受託

地方自治法第252条の14第１項の規定に基づいた事務の委託で、平成27年４月、能勢町に豊中市北消防署能勢町分署を開設し、能勢町内の消防業務を行っています。これにより、大阪府内で唯一、非常備消防であった能勢町の消防常備化が図られました。

能勢町分署には、救助資機材や小型水槽を積載した消防ポンプ自動車１台のほか高規格救急車２台などを配置し、火災、救急事案に対し、能勢町消防団と連携して災害対応をしています。

能勢町分署

（2）池田市との消防指令業務の共同運用

消防組織法第39条の規定に基づいた消防相互応援で、平成27年４月、北消防署東泉丘出張所に豊中市・池田市消防指令センターを開設し、管轄人口50万人を超える規模の指令システムを構築しました。

これまで、各市町で行っていた119番の受信や消防車、救急車への出場指令、無線統制などの消防指令業務の全てを消防指令センターで集約し、豊中市、池田市の境界付近で発生した火災や集団救急などの特殊災害への迅速な応援ができるなど、相互応援出場体制の強化が図られました。

豊中市・池田市消防指令センター

さらに、指令室の集約により生み出した人員を活用し、救急体制の強化を図りました。

（3）箕面市とのはしご車の共同運用

消防組織法第39条の規定に基づいた消防相互応援として、平成24年10月からはしご付消防自動車の共同運用を行い、箕面市域におけるはしご車を必要とする中高層火災や救助等の災害に豊中市のはしご車を出場させております。箕面市は、豊中市が保有するはしご車の運用に係る経費を按分して負担します。

この共同運用により、経費の削減のほか、定期的な合同訓練による職員の技術向上や警防戦術の向上など消防活動における両市の連携強化が図られています。

箕面消防との合同訓練

4　おわりに

平成27年４月、これらの広域的な取組みを契機に、消防本部の名称を「豊中市消防局」に変更しました。今後も、消防資源の効率的な運用を行いながら、近隣市町と実現できるところからの消防の広域連携を推進するとともに、将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や上町断層帯における地震などの大規模災害をはじめ、危険物災害や放射性物質、毒物・化学剤によるテロ災害などの特殊災害など、あらゆる災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制のさらなる充実・強化に努めてまいります。

岐阜県

救急小隊訓練発表会の開催

恵那市消防本部

恵那市消防本部は、平成28年１月26日（火）、27日（水）、恵那市防災センター３階研修室において、平成27年度救急小隊訓練発表会を開催しました。

発表会では、各署所より両日各５隊の救急隊および支援隊が出場し、隊員は、胸痛、外傷、低血糖、脳卒中などの様々な訓練想定に対し、各疾患に応じた観察・処置を実施し、日頃の訓練の成果を発表しました。

発表は、各種観察・手技は勿論、隊員の連携、プロトコール遵守、ＩＣ要領などについて指導救命士等により評価され全隊にフィードバックされました。

兵庫県

兵庫県阪神地域で国際緊急援助隊救助チーム（ＩＲＴ）の合同訓練を実施

西宮市消防局

兵庫県阪神地域では平成28年２月３日（水）、４日（木）に国際緊急援助隊救助チーム（ＩＲＴ）に求められる都市型捜索救助（ＵＳＡＲ）技術について、西宮市、神戸市、尼崎市、宝塚市の４市の救助隊員が集結し、西宮市内の解体予定建物において合同訓練を実施しました。

大規模災害発生時は、応援受援双方の体制においてＵＳＡＲ技術についての知識が必要とされると懸念されます。海外へのＩＲＴ登録隊員の派遣だけでなく、国内における広域応援の際にも、万全な救助体制の確立を図っています。

消防通信　望楼　ぼうろう

愛知県

消防団カレッジフェスティバル開催！

愛知県防災局／愛知県消防協会

次代の地域防災の担い手の中心となる学生らの消防団への加入促進を図るため、平成28年２月11日（木・祝）に名古屋市内のクラブを貸し切り、「消防団カレッジフェスティバル」を開催しました。

当日は、消防団ファッションショーや消防団〇×クイズ、学生消防団員による活動事例発表のほか、大村秀章知事とテレビなどで活躍中のＧＥＮＫＩＮＧ（ゲンキング）さんによるトークショーなど様々な催しを実施しました。

大阪府

「平成27年度防災講演会」を開催

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

当消防組合において、柏羽藤火災予防協会主催による、平成27年度防災講演会が２月15日（月）に開催され、講師に大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官の鎌倉和夫氏を招き、「近畿地方の大雨事例と落雷や竜巻などの突風に備えて」という演題で講演いただき、協会事業所及び防災関係者等多数の方が熱心に聴講されました。

今回の講演内容を教訓に、突発性の自然災害の危険性を改めて痛感するとともに、今後の災害予測に役立つ講演会でした。

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

女性の研修機会の拡大に向けた消防大学校の取組

消防分野でも女性の活躍が期待されていますが、消防大学校における女性の入校数は、近年徐々に増加してきており、平成27年度は、過去最多の15名となりました。

研修は、女性職員がキャリアを拡大し、一層の活躍を図っていく上で非常に有効な方策であり、ポジティブ・アクションとして積極的に推進する必要があります。

このため、消防大学校では、平成28年度より、女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした５日間の女性専用コースを新設するとともに、各学科の定員の５％を女性消防吏員枠として設定し、優先的に女性の入校を推進します。併せて、消防長をはじめとした幹部に対して、女性活躍推進に係る意識改革を進めるための講義を実施することとしています。

また、女性の受入れ拡大に対応して、新年度、女性教官を配置することとしました。

入校した女性に親身に対応するとともに、女性の視点から学校運営や教育訓練をチェックし、さらには消防学校等における女性職員のキャリアアップに関する取組を応援することなどを期待しています。

そして先月には、学生寮の一部増築等により、女性専用施設が完成しました。浴室、トイレ、更衣室、談話室など女性の寮生活に必要な施設を備えています。

この施設は、新任教官科第９期に入校中の女性学生４名の提案により、「さくら倶楽部」と名付けられました。この名称には、記章に桜を刻む消防の心意気、桜が美しい消防大学校キャンパス、そして女性らしい優しさが込められています。女性の入校生に愛される施設となることを願っています。

このように消防大学校では、女性の入校生増大に向けて着々と準備を進めています。消防大学校で教育訓練を受けた女性が消防本部等で活躍し、女性消防士のロールモデルとなって、女性の活躍が拡大していく、そのような流れとなることを期待しています。

女性職員の積極的な派遣・入校をお待ちしています。

女性専用施設「さくら倶楽部」の命名

女性専用施設「さくら倶楽部」外観

実火災体験型訓練（危険物火災）の開始

消防大学校では、平成28年度より新たな訓練として、危険物火災の特性の把握と消火を目的とした実火災体験型訓練（危険物火災）を実施します。

訓練は、消防研究センター大規模火災実験棟内で、危険物火災の特性であるボイルオーバー現象の把握、石油火災の輻射熱体験、更に漏洩石油火災対応、石油火災消火（模擬タンク火災泡消火）要領の修得を目指します。

火災の性状変化、火災現場と同様の熱・煙、注水による熱気・環境の変化を体験させる実火災体験型訓練（ホットトレーニング）と併せて実施することで、より高度な技能向上を図ります。

模擬タンク火災泡消火の様子

漏洩石油火災対応の様子

教育訓練の実施状況（平成28年１月～３月実施分）

○　上級幹部科第79期（43名）が卒業しました。

１月12日から28日までの17日間、消防の上級幹部としての資質の向上を目的に消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義をはじめ、消防法制・消防管理・消防運用等の必要な知識の修得に努めました。

○　航空隊長コース第15回（55名）が修了しました。

２月３日から17日までの15日間、航空隊の幹部に必要な適切な業務執行と危機管理能力、緊急時の際の初動対応等の修得に努めました。

○　幹部科第44期（83名）が卒業しました。

１月12日から２月26日までの46日間、最新の消防行政・財政の講義のほか、実火災体験型訓練や指揮訓練等を実施し、幹部として必要な知識の修得に努めました。

○　予防科第99期（48名）が卒業しました。

１月13日から３月２日までの50日間、最新の予防行政の講義のほか、違反処理事例の紹介・解説、授業時間外に自主的に取り組んだミニ講座など、予防業務の教育指導者等として必要な知識の修得に努めました。

○　高度救助・特別高度救助コース第５回（66名）が修了しました。

２月22日から３月４日までの12日間、全国各地の事例紹介、大規模災害想定や緊急消防援助隊の派遣活動等を想定した訓練を実施し、業務に必要な知識の修得に努めました。

○　新任教官科第９期（105名）が卒業しました。

３月８日から18日までの11日間、教育技法や安全管理、パワーハラスメント等を理解した教育指導法等の消防学校教官として必要な知識の修得に努めました。

○　ＮＢＣコース第５回（66名）が修了しました。

３月７日から18日までの12日間、ＮＢＣ災害対応時における現場管理の習熟（初動活動要領・部隊運用要領・現場指揮要領）を目的として、ＮＢＣ災害を想定した対応訓練等を実施し、業務に必要な知識の修得に努めました。

★消防大学校の最新情報は、ホームページ（http://fdmc.fdma.go.jp/）にも掲載しています★

問合わせ先
消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712

最近の報道発表（平成28年２月26日～平成28年３月23日）

＜予防課＞

28.3.4	平成27年１月～９月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成27年１月～９月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち､昨年末までに消防機関から調査結果の報告があったものについて、発生件数や「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品情報等を取りまとめました。
28.2.26	配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件（案）に対する意見募集の結果及び改正告示の公布	消防庁では、「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件（案）＜告示＞」の内容について平成27年12月29日から平成28年２月１日までの間、国民の皆様から広く意見を募集し､その結果を踏まえて､「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件」を公布しました。
28.2.26	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等に対する意見募集の結果及び改正告示の公布	消防庁では、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）＜告示＞」等の内容について平成27年12月29日から平成28年２月１日までの間、国民の皆様から広く意見を募集し、その結果を踏まえて、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等を公布しました。
28.2.26	平成28年春季全国火災予防運動の実施	平成28年３月１日（火）から３月７日（月）まで『平成28年春季全国火災予防運動』が実施されました。

＜危険物保安室＞

28.3.1	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集結果及び省令の公布	消防庁では､危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成27年10月31日から12月１日までの間、国民の皆様から広く意見を募集し、いただいた御意見に対する考え方を取りまとめました。 また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令を公布しました。

＜特殊災害室＞

28.3.23	「医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会報告書」の公表	消防庁では、医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等において、消防機関が適切な消防活動を行うための留意事項等について、「医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会」を開催し、調査・検討を行ってきました。 この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので、公表します。
28.3.22	「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」等の公表	消防庁では、石油コンビナート等における総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、防災本部の機能強化のための訓練のあり方について検討を行いました。 検討の結果､「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」を作成しましたので、当該検討会報告書とともに公表します。

＜参事官＞

28.3.23	「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル」等の公表	消防庁では、平成26年９月に御嶽山噴火災害が発生したことや、８月11日が「山の日」として国民の祝日となり山を親しむ機会が増え、山岳遭難事故の増加が懸念されることを受けて、平成10年度に策定された山岳事故における救助活動要領を見直し、噴火災害への対応を含む全ての山岳事故における消防機関の安全かつ効率的な活動に資するよう「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会」を開催し、その方策について検討を行いました。 検討の結果､「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル」を作成しましたので、当該検討会報告書とともに公表します。

＜地域防災室＞

28.2.29	平成27年度「全国消防団員意見発表会」及び「消防庁消防団等表彰式」等の開催	消防庁では､「消防団等地域活動表彰」､「防災功労者消防庁長官表彰」の表彰団体及び「消防庁消防団協力事業所表示証」の交付団体を決定しました。 また、平成28年３月６日（日）に、ホテルルポール麹町において、平成27年度の「消防庁消防団等表彰式」及び「消防庁消防団協力事業所表示証交付式」とともに､「全国消防団員意見発表会」を開催しました。

＜広域応援室＞

28.3.22	「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会報告書」の公表	「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会」は、操縦士の現状、採用等の実態を踏まえ、消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保の方策について検討し、報告書をまとめましたので公表します。

＜応急対策室＞

28.3.8	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（平成28年３月１日現在）	平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況につきまして、平成28年３月１日現在の状況を第153報にとりまとめましたのでお知らせします。

＜消防大学校＞

28.3.14	「消防大学校における教育訓練等に関する検討会報告書」の公表	消防大学校では、昨今の消防職員の大量退職・幹部昇任が収束しつつある中で、今後の幹部養成を見直すと共に、大規模災害等の切迫性などを受けた教育訓練の見直し、緊急消防援助隊の編成等に関する改正を受けた部隊運用能力の向上等が求められていることから、これからの消防大学校の更なる高度な教育訓練の構築について「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」を開催しました。 この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

＜消防研究センター＞

28.3.8	平成28年度消防防災科学技術賞の作品募集	消防庁では、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、「平成28年度消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。

最近の通知（平成28年２月26日～平成28年３月23日）

発番号	日付	あて先	発信者	標　題
消防危第42号	平成28年3月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて
消防特第44号	平成28年3月22日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」について（通知）
事務連絡	平成28年3月18日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	「感震ブレーカーの普及に向けた取組状況」の公表について（情報提供）
消防広第58号	平成28年3月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁広域応援室長	平成28年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項について（通知）
消防救第13号	平成28年3月17日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲等事業の認定を申請する法人の捕獲従事者等の応急手当講習受講について（依頼）
消防予第69号	平成28年3月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	特定遊興飲食店営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における関係行政機関との連携について
事務連絡	平成28年3月14日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「アーケードの取扱について」の位置づけ等について
事務連絡	平成28年3月11日	各都道府県消防防災主管部	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当） 消防庁予防課 消防庁防災課	「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う避難確保計画と消防計画との関係に係る留意事項について
事務連絡	平成28年3月10日	各都道府県消防防災主管部（局） 各都道府県メディカルコントロール協議会事務局	消防庁救急企画室	消防庁ホームページ「全国メディカルコントロール協議会連絡会」の公開について
消防危第37号	平成28年3月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防危第28号	平成28年3月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について（通知）
消防危第27号	平成28年3月1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
事務連絡	平成28年3月1日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁総務課	平成28年度消防庁広報施策テーマについて
消防予第51号	平成28年2月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件等の公布について（通知）

平成28年度月別広報施策テーマ

月	テーマ	担当
4　月	①林野火災の防止	特殊災害室
5　月	①住宅用火災警報器の普及促進	予防課
	②風水害への備え	防災課
	③ｅ-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課
6　月	①危険物安全週間	危険物保安室
	②津波による被害の防止	防災課
	③全国防災・危機管理トップセミナー	国民保護室
7　月	①台風に対する備え	防災課
	②住民自らによる災害への備え	地域防災室
	③石油コンビナート災害の防止	特殊災害室
	④火遊び・花火による火災の防止	予防課
	⑤熱中症の予防	救急企画室
8　月	①防災訓練への参加の呼びかけ	防災課
	②地震に対する日常の備え	防災課
	③危険物施設等における事故防止	危険物保安室
	④電気器具の安全な取扱い	予防課
9　月	①９月９日は救急の日	救急企画室
	②住宅防火防災キャンペーン	予防課
	③事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	地域防災室
10　月	①ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課
	②火山災害に対する備え	防災課
	③消防の国際協力に対する理解の推進	参事官
	④外出先での地震の対処	防災課
11　月	①秋季全国火災予防運動	予防課
	②女性（婦人）防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	地域防災室
	③正しい119番通報要領の呼びかけ≪11月９日は「119番の日」≫	防災情報室
12　月	①消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課
	②セルフスタンドにおける安全な給油について	危険物保安室
	③雪害に対する備え	防災課
	④地震発生時の出火防止	防災課
	⑤ストーブ火災の注意喚起	予防課
1　月	①１月17日は「防災とボランティアの日」	地域防災室
	②文化財防火デー	予防課
	③消火栓の付近での駐車の禁止	消防・救急課
	④消防団員の入団促進	地域防災室
2　月	①地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	地域防災室
	②春季全国火災予防運動	予防課
	③全国山火事予防運動	特殊災害室
3　月	①住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課
	②地域に密着した消防団活動の推進	地域防災室
	③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	地域防災室

お知らせ

一般公開のプログラムの紹介

消防研究センター

消防の動き平成28年３月号でお知らせしました「一般公開」につきまして、その詳細なプログラムが決まりましたので以下のとおりご紹介いたします。皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

【日　時】 平成28年４月22日（金）
午前10時から午後４時まで
【場　所】 消防研究センター、消防大学校
（東京都調布市深大寺東町４-35-３）
日本消防検定協会
（東京都調布市深大寺東町４-35-16）
※（同一敷地内にあります。）
【入場料】 無料
【ＵＲＬ】 http://nrifd.fdma.go.jp/
【問合わせ先】 消防庁消防研究センター　研究企画室
電話　0422-44-8331（代表）

消防研究センター／消防大学校

項目名	公開方法・時刻
消防研究センター紹介コーナー	展示
石油タンクの地震・津波被害の予測・推定	展示
火災を再現するコンピュータシミュレーション技術	展示
建物内における避難群衆の混雑状況把握	展示
土砂災害に関する研究と大規模災害時の情報システムの紹介	展示
重油の燃焼性状	①11:00～11:15 ②13:15～13:30
津波被害現場用の消防車両開発	①10:30～11:00 ②13:30～14:00
火災旋風の研究	実演（随時）
可燃性液体火災の消火実験	①11:30～11:45 ②14:00～14:15 ③15:30～15:45
石油タンク火災の泡消火技術	①12:00～12:15 ②14:30～14:45
太陽光発電システムの発電抑制技術	①11:15～11:30 ②13:00～13:15 ③15:00～15:15
コーンスターチの粉塵爆発実験	①11:45～12:00 ②14:15～14:30 ③15:15～15:30
原因調査室の業務	展示
インピーダンス法を用いた石油タンク底板内面コーティングの防食性評価方法	実演（随時）
消防大学校での教育訓練資器材	展示

日本消防検定協会

項目名	公開方法・時刻
展示コーナー	展示・随時説明
消火器の操作体験	操作体験（随時）
エアゾール式簡易消火具による消火実演及び消火体験	①11:00～11:30 ②14:00～14:30
屋内消火栓の操作体験	①11:45～12:00 ②14:45～15:00
住宅用防災警報器の展示と実演	①13:00～13:15 ②15:00～15:15
ビデオ放映コーナー 休憩コーナー	ビデオ放映（随時）

一般財団法人 消防防災科学センター

項目名	公開方法・時刻
平成27年中に発生した主な災害と東北の復興状況	展示
スマートフォンを活用した災害応急活動支援システム「多助」（たすけ）	実演（随時）
放火対策ＧＩＳ	実演（随時）

平成28年度消防防災科学技術賞の作品募集

消防研究センター

消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を消防庁長官が表彰することにより、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「消防防災機器等の開発・改良」、「消防防災科学論文」および「原因調査事例報告」を募集いたします。皆様の一層のご応募をお待ちいたしております。

【募集区分】

（１）消防職員・消防団員の部の募集区分
　①「消防防災機器等の開発・改良」
　②「消防防災科学に関する論文」
　③「原因調査に関する事例報告」
（２）一般の部の募集区分
　①「消防防災機器等の開発・改良」
　②「消防防災科学に関する論文」

【表彰】

優秀な作品には、平成28年11月に行われる表彰式において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。表彰件数は次のとおりです。

●優秀賞

消防職員・消防団員の部における消防防災機器等の開発・改良　５件以内
消防職員・消防団員の部における消防防災科学に関する論文　５件以内
消防職員・消防団員の部における原因調査に関する事例報告　10件以内
一般の部における消防防災機器等の開発・改良　５件以内
一般の部における消防防災科学に関する論文　５件以内

●奨励賞

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告　３件以内

【応募受付期間】

平成28年４月１日（金）～５月６日（金）
（平成28年５月６日消印有効）

※一次審査を通過した応募作品は、ホームページにて紹介します。
表彰作品は９月頃公表される予定です。
詳細は消防研究センターホームページをご覧ください。
ＵＲＬ：http://nrifd.fdma.go.jp/

問合わせ先
消防庁消防研究センター　研究企画室
TEL: 0422-44-8331
E-mail：hyosho2016@fri.go.jp

消防の動き　2016年４月１日発行第540号（毎月１回発行）編集発行／消防庁総務課(Fire and Disaster Management Agency) 住所／〒100-8927 東京都千代田区霞が関２－１－２　電話03(5253)7521　FAX 03(5253)7531

平成28年度 消防防災科学技術賞 作品募集

応募要領

◆募集区分

【消防職員・消防団員等による応募】

（１）消防防災機器等の開発・改良

（２）消防防災科学に関する論文

（３）原因調査に関する事例報告

【一般による応募】

（１）消防防災機器等の開発・改良

（２）消防防災科学に関する論文

◆応募受付期間

平成28年４月１日（金）～　５月６日（金）

◆表彰

優秀な作品には、平成28年11月に行われる表彰式において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

※　一次審査を通過した作品はホームページにて紹介します。
表彰作品の公表は９月頃の予定です。
詳細は消防研究センターホームページをご覧ください。

過去の表彰作品例

お問い合わせ先

消防庁　消防研究センター　研究企画室
TEL：0422-44-8331　　FAX：0422-44-8440　　E-mail：hyosho2016@fri.go.jp
消防研究センター　ホームページ　http://nrifd.fdma.go.jp/